

平生町告示第24号

令和2年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年5月28日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和2年6月9日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和2年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和2年6月9日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第38号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第39号 物品の買入れについて
- 日程第10 報告第2号 2019年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第11 報告第3号 2019年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第12 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第13 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第38号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第39号 物品の買入れについて
- 日程第10 報告第2号 2019年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第11 報告第3号 2019年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

いて

日程第12 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第13 委員会付託

出席議員（12名）

1 番 中丸 和則君	2 番 中村 武央君
3 番 中本 敦子さん	5 番 松本 武士君
6 番 赤松 義生君	7 番 河藤 泰明君
8 番 岩本ひろ子さん	9 番 細田留美子さん
10 番 河内山宏充君	11 番 平岡 正一君
12 番 村中 仁司君	13 番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 加村 直子さん 河村 勇汰君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	友田 隆君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	池田 真治君	健康保険課長	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
建設課長	高岡 浩行君	学校教育課長	河島 建君
社会教育課長	三村 直子さん		

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの14日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は14日間と決ま
した。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第121条第1項の規定による本定例
会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般
の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

令和2年度がスタートして2か月あまりが経過をし、早いもので6月も半ばになろうとしてお
ります。水田には、みずみずしい早苗が風に揺れる、例年と変わらないこの時期ならではの風景
に心が癒される気がいたしております。

まず、はじめに新型コロナウイルス感染症と最前線で向き合い、全力を尽くしていただしてい
る医療従事者の皆様、高齢者への感染防止にご尽力いただいている介護従事者の皆様に改めて敬
意を表しますとともに感謝申し上げます。

また、外出自粛や3密回避に向けた取り組みに御協力を頂いている町民の皆さまに感謝申し上げます。

今年度スタート直後の4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、感染者が確認された地域はもとより、確認されなかった地域においても同じように感染への恐怖や不安を感じる毎日であり、それは緊急事態宣言が解除された現在でも続いているものと思っております。

町としましては、手洗いの励行、マスクの着用などの感染予防対策にこれまで同様に取り組みながら、新たな日常を創り上げるべく、感染症対策事業にスピード感をもって取り組んでいるところです。

そうした中、令和2年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、提出いたします議案は、条例3件、事件1件そして報告2件となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、御報告させていただきます。

国の新年度予算は、年度内の3月27日に成立しております。一般会計総額は、102兆6,580億円と2年連続で100兆円を超えるとともに8年連続で過去最大を更新しております。

歳出では、総額の35%を占める社会保障費が過去最大の35兆8,608億円となったほか、防衛費も8年連続で増加し5兆3,133億円と過去最大を更新しております。

歳入では、税収が63兆5,130億円と過去最高となる見込みで、特に昨年税率が引き上げられた消費税は21兆7,190億円が見込まれています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響や東京オリンピック・パラリンピックの開催延期により日本経済の先行きは不透明感を強め、懸念される現状となっております。

4月30日には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費を主なものとした補正予算25兆6,914億円が成立、全国民に10万円を給付する特別定額給付金事業が全ての自治体で実施されることとなりました。

また、政府は昨日、総額31兆9,114億円と過去最大となる第2次補正予算案を国会に提出、衆参両院で審議が行われており、今週中に成立する見通しとなっております。

この2次補正予算案には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額など、地方からの提言が数多く盛り込まれております。

新型コロナウイルス対策は、国、地方が一丸となって対応していかなければならない喫緊の課題です。今後も様々な機会を通じて地方の声を発信し、全国町村会を含む地方6団体が団結し、強力に要請していきたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、行政協力員会議について、御報告いたします。

5月18日から22日にかけて、町内5会場において、一度は延期いたしました行政協力員会議を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度の会議は中止させていただきました。今後においては、新たな行政協力員さんが多いことから、相談に対しては、分かりやすく、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、4月は多くの団体で総会を開催される時期でありましたが、地域交流センターなど公共施設を休館、貸館業務を中止するとともに行事等の開催自粛の要請をさせていただきましたことから、コミュニティ協議会をはじめ多くの団体で総会の開催を自粛されました。御協力に感謝申し上げます。

続きまして、総合計画審議会について、御報告します。

去る5月28日、第1回平生町総合計画審議会を開催いたしました。本町では、昨年12月に平生町総合計画条例を策定し、議会の議決をいただき町民と将来課題を共有した「未来へつながる対応方針」として総合計画を策定していくことといたしました。同日の審議会では、策定にあたり私から審議会に対しまして諮問させていただき、審議をスタートいたしました。会議の中では活発な議論がされたところです。

今後の策定のプロセスにおいては、多くの世代の皆様から、たくさんの御意見をいただきながら進めていくこととしております。平生町の未来につながっていく総合計画を策定していきたいと考えております。

次に本町におきます新型コロナウイルス対策について、御報告いたします。

4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言がされたこととともない町の体制も特措法第34条に基づく対策本部体制に移行することとなりました。

新型コロナウイルス関連の情報は、町対策本部から町ホームページ等を通じて随時発信してまいりました。また、特に町民の方々にお知らせする必要があるものについては、広報、お知らせ版に合わせて全戸配布等を行ってまいりました。

町内の各施設の休館・貸館業務の休止措置の状況については、4月8日に3月から実施しておりました休館等期間を延長し、5月24日まで継続いたしました。

また、教育長からの行政報告にもありますが、4月8日に始業式を迎えることができた町立小中学校および幼稚園は、4月16日に緊急事態宣言の発令区域が全都道府県に拡大されたことか

ら再び臨時休業となり、5月25日に再開されております。

衛生用品等の不足への対応といたしまして、4月1日に、町内に10カ所ある介護保険サービス事業者に対して、マスクが不足、枯渇する不安の解消のため、防災用として町が備蓄しているマスクから5,000枚を配付いたしました。

また、4月14日に三新化学工業株式会社からマスク500枚を、4月28日には山陽クリーンサービス有限会社から抗菌消毒剤58本を、その他、多くの町民の皆さまから手作りマスクを寄贈いただきました。衛生用品が入手しにくい時期でありましたので大変ありがたく、有効に活用させていただきました。改めて、お礼申し上げます。

役場庁舎における対策としましては、多くの町民が訪れる町民福祉課、健康保険課、税務課の窓口に飛沫感染防止のためのビニールカーテンを設置するとともに、接触機会を低減し、業務継続を図る観点から、4月29日から5月15日までの間、ローテーション勤務を実施いたしました。

このローテーション勤務は、在宅勤務や週休日の振替、年休取得を組み合わせることで出勤者の抑制を図るもので、50%の出勤者削減を目標に実施いたしました。初めての取り組みであり、各部署とも戸惑いながらの実施であったことから、期間中、全庁的に50%の削減目標を達成した日はありませんでしたが、分散勤務を実施するなど各部署で工夫した取り組みがみられ、今後につながっていくものと考えております。

次に新型コロナウイルス感染症対策事業について、御報告いたします。

対策事業の第1弾として、国の緊急経済対策のひとつであります特別定額給付金給付事業や町の独自事業であります子育て世帯緊急支援給付金支給事業に町議会の御理解をいただき、いち早く取り組んでおります。

特別定額給付金給付事業では、5月1日に申請書を発送し、5月4日から受付開始、5月12日に支給を開始いたしました。事業開始から1か月あまりが経過した本日までに、対象世帯の91%にあたる5,038世帯、1万848人分の支給を終えており、順調に事業の進捗をみているところです。

子育て世帯緊急支援給付金支給事業では、5月8日には、ひとり親世帯と公務員を除いた児童手当受給者への支給が完了しております。

また、対策事業第2弾として、事業再生支援事業、障害者等福祉サービス事業継続支援事業、高齢者等介護保険サービス事業継続支援事業について、事業を開始し、事業者支援を進めているところです。

今後も対策事業に盛り込んだ事業について、速やかに実施していくとともに国の2次補正予算案の動向を注視しながら、新型コロナウイルス対策にあたっていきたいと考えておりますので、

御理解と御協力をお願いいたします。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、行政報告として報告させていただきました。

終わりに、2019年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要について簡単に御報告申しあげます。

まず、一般会計であります。歳入総額51億6,166万2,207円、歳出総額49億7,888万3,168円で、差引き1億8,277万9,039円となりまして、繰越明許費4,764万9,240円を控除いたしますと、1億3,512万9,799円が実質収支となるものです。

次に、特別会計であります。6つの特別会計の合計で、歳入総額41億1,810万4,827円、歳出総額40億2,224万4,432円で差引き9,586万3,955円となりまして、繰越明許費235万2,000円を控除いたしますと9,350万8,395円が実質収支額となるものです。

以上、2019年度の一般会計ほか、6つの特別会計の収支状況の概要を申しあげました。

以上を持ちまして、報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 皆様おはようございます。それでは、4月以降の教育行政に関する御報告を申しあげます。

4月に入りまして新型コロナウイルス感染症によりまして、教育行政は大きな影響を受けました。3月2日からの学校の臨時休業措置は、4月の新学期には一旦解除ができていたことから、町内の小中学校、幼稚園では新入生、園児を迎えることができましたが、全都道府県対象の緊急事態宣言もあって、わずか1週間あまりで再度休業に入り、5月24日まで休業せざるを得ない異例の事態となりました。

この間、児童生徒はもとより、保護者、学校関係者等に大きな負担をかけることになりましたが、各校では実態に応じて分散登校等による登校日の設定や家庭訪問、電話連絡により、きめ細かな家庭学習状況と成果の把握に努め、町教委では節目節目で校長・園長会議を開き、情報交換や方針・行動の確認を行いながら、子供たちの健康や学習のケアやその状況・対応について協議をしてまいりました。

また、再開に向けましては、園や学校における感染防止に向けた対応方針と感染者が発生した場合の対応計画、これを記載しました新型コロナウイルス感染症対応計画を各校、小中学校がそれぞれに作成し、教職員が共有するなど、子供たちの状況把握と感染防止対策、対応等の準備をしっかりと行い、5月25日に再開をいたしました。

学習については、休業中、学習課題を課し、登校日による確認等をしてまいりましたが、今後、補充のための授業など、このたびの臨時休業に伴う授業時間の確保や学習指導の方法について必要な措置を講ずる必要があると考え、夏の長期のまとまった休業期間については短縮して8月8日から8月24日までとさせていただいたところです。

今後とも子供たちが安心して学校生活が送れるよう、衛生管理を徹底させながら幅広い支援を行ってまいります。

社会教育関係にありましても、新型コロナウイルスの影響が大きく、例年の平生町スポーツ少年団大会、あるいは平生町ウォーキング大会などを中止させていただき、また、平生図書館については、途中、本の貸出し・返却、ネット予約の利用サービスを再開していた時期もございましたが、この平生図書館を含めて、町内の社会教育・スポーツ施設であります、歴史民俗資料館、民具館、阿多田交流館、体育館、武道館、音楽道場、スポーツセンター、そして、堀川公園テニスコート、ハートランドひらお運動広場、また、ハートランドひらおスポーツレクリエーション公園キャンプ場、この11施設につきまして、基本的には3月7日以降、5月25日まで臨時休館とさせていただきました。

5月26日からは、これら11施設すべてにつきまして条件開館としています。利用に際しましては、換気の悪い密閉空間にしないための換気、多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、近距離での会話や大声の発声をできるだけ控えるなど、重なる場を避けるだけでなく、マスクの着用、短時間での利用、手洗い、手指消毒の実施など、御理解・御協力をいただいているところでございます。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって行政報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。これより委員会室で全員協議会を行いますので、議員の皆さまは御移動をお願いいたします。再開は全員協議会終了後といたします。

午前9時20分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

.....

日程第5. 発委第2号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、発委第2号「平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 発委第2号「平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申しあげます。

御承知のように、平生町議会議員の議員報酬につきましては、平生町議会議員の議員報酬等に関する条例によって定められておりますが、本議案につきましては、報酬の額を令和2年7月1日から令和2年12月31日までの6か月間、特例として3%削減しようとするものであります。

議員報酬につきましては、平成9年4月より現在の報酬月額となっており、本年2月には平生町特別職報酬等審議会より議員の報酬額について適当である旨町長へ答申がなされたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言により、地域経済や住民生活に甚大な影響を与えております。このような状況の中、町民の付託を受けた我々町議会議員として、現下の状況を重く受け止め、今まで以上に日々精進するするとともに、町民の皆さんとともに痛みを分かち合い、議員自らがその姿勢を目に見える形で示すことが重要であると考え、この度の条例案の提出となったわけでございます。

以上、議会運営委員会6名を代表いたしまして提案いたしますものでございます。議員の皆様方におかれましては、趣旨を御理解の上、御議決賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に本案に対する賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第2号「平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第37号

日程第8. 議案第38号

日程第9. 議案第39号

日程第10. 報告第2号

日程第11. 報告第3号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、議案第36号「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第9、議案第39号「物品の買入れについて」までの件を一括議題といたします。

町長に、提案理由の説明並びに日程第10、報告第2号「2019年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について」及び日程第11、報告第3号「2019年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について」の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは「平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、現下の状況を踏まえられ、自主的にご判断をいただき、御提案そして御議決を賜りましたことに対しまして、敬意を表しますとともに、皆様方の御協力に感謝を申し上げます。

それでは、御提案をいたします、条例3件、事件1件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

まず、議案第36号「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言により地域経済や住民生活に深刻な影響を与えている状況を踏まえ、町長、副町長、教育長の給料について減額をするものであります。

内容といたしましては、それぞれの給料月額に対し、10パーセントを減額し、これらは期末手当にも連動するものでありまして、期間として、令和2年7月1日から令和2年12月31日までの6か月間といたしております。施行日につきましては、令和2年7月1日といたします。

続きまして、議案第37号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、並びに議案第38号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」を一括して御説明申し上げます。

両条例につきましては、国民健康保険税及び介護保険料の減免申請について、感染症による隔離措置等の特別な事情により、減免申請の期限までに申請することができない場合に、申請の機

会を確保するため、関係条文を改正いたすものでございます。

改正の内容といたしましては、減免の申請期限までに申請することができない特別の事由があると町長が認めた場合においては、申請することができることを規定いたすものであります。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第39号「物品の買入れについて」、御説明申しあげます。

本物品は、平成8年度に配備しております、平生町消防団第2分団の小型動力ポンプ付積載車につきまして、老朽化をしていることから、令和2年度予算におきまして御議決をいただき、購入を予定しているものでございます。

今回、導入予定の小型動力ポンプ付積載車につきましては、去る5月12日に入札に付しましたところ、株式会社ハツタ山口、藤村ポンプ株式会社、株式会社クマヒラセキュリティの3者から応札があり、株式会社クマヒラセキュリティが935万円で落札いたしました。

本物品の予定価格が、700万円以上の動産でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

なお、小型動力ポンプ付積載車につきましては、ベース車両は、長さ約5メートル、幅約1.7メートル、乗車定員6名の普通自動車運転免許で運転可能となります2トンクラスのガソリンエンジントラックです。小型動力ポンプは、B級ポンプ1台、C級ポンプ1台を積載し、その他の装備品を含め、艀装重量は2,850キログラムとなります。業者への発注後、ベース車両の手配及び装備品を積載するための艀装に相当な時間を要するため、早期の契約が必要であることから、今回御提案させていただくものであります。

このことにつきましては、5月27日に仮契約締結に至っておりますことから、議会の議決をいただければ、本契約といたし、その後、着手させていただくこととなるものであります。

続きまして、報告第2号並びに報告第3号を一括して御説明申しあげます。

報告第2号は、3月定例会におきまして御議決をいただいております、一般会計の総務管理費、農業費、水産業費、道路橋梁費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、災害復旧費におきまして、令和2年度へ繰り越すこととなりました諸事業にかかる2019年度平生町一般会計繰越明許費でございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の御報告を申しあげるものであります。

報告第3号は、同じく3月定例会におきまして御議決をいただいております、下水道事業特別会計におきまして、令和2年度へ繰り越すこととなりました諸事業にかかる2019年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費でございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の御報告を申しあげるものであります。

以上をもちまして、本日御提案を申しあげております議案4件の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第12. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第12、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。
まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは通告いたしております関係人口の創出と拡大について質問いたします。

国は、昨年12月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表しています。第1期戦略で首都圏から地方へと人の流れをつくっていくことを目標にしていたしましたが、効果があまりありませんでした。このため、第2期では新たな概念としての関係人口の創出及び拡大を各自治体に求めました。

関係人口の定義としては、移住した定住人口ではなく観光にきた交流人口でもない、地域と継続的に多様にかかわる人口を示すようです。しかし、国はそれぞれの自治体に合わせた定義を定め、その地域独自の効果的な施策を望んでいるようです。

そこで、まず、町長は平生町における関係人口の定義をどのように定めておられるのかお聞きいたします。

現在、住民との協働を推進してまちづくりに取り組んでおられるところです。しかし、地域の維持、活性化がなかなか思うように進んでいません。そうした中、この関係人口という新しい視点が活かされることで地域が活気づくのではないかと考えています。

今、第五次総合計画の策定準備に入っていますが、この中に、関係人口の創出と拡大についての施策はどのように入っているのでしょうか。

以上2点、関係人口への町長の見解と総合計画への位置づけを質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の質問にお答えいたします。

国におきましては、今の人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びこれを実現するため、今後5カ年の目標や施策の方

向性を提示する第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、令和元年12月20日に閣議決定しております。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標の1つの「地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる」の中で、関係人口の創出・拡大を主な施策の方向性としております。

総務省は、関係人口、移住した定住人口でもなく観光に訪れた交流人口でもない、その中間に当たる特定の地域に継続的に多様な形でかかわる者としております。

私も調べてみたんですが、先ほどのまち・ひと・しごと創生本部の見解では、関係人口とは、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者を指します。継続的な関心や交流を通じ、さまざまな形で地域を支える人々を受け入れることは、地域を支える担い手の確保そのものでありますというふうにうたっております。

私が考えるに、例えば平生町であれば、これは例えばですが、東京とか、大都市にいらっしゃる方、この方がイタリアが大好きで、あるときイタリアーノひらおを見ましたと。どうも気になってしょうがないと。1回、平生に行ってみようと。まず来られました。次に、イベントがありますと。ぜひイベントに行ってみようと。イベントに来られました。次に、イベントのお手伝いをしたいという申し出がありました。そのような形で、ちょっとずつ、少しずつ何かを興味を持ってもらった方が平生町に来ていただいて、その中で住民と一緒にあって、例えばいろんなイベントをやったりとか、餅つきをやったりとか、そういうことになっていけば、1人でもそういう方が増えてくれば、平生町も活性化が図れるんじゃないかというふうに思っております。こういうのを軸に一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。

また、先ほど第五次総合計画に取り入れるのかという御質問がございました。今年度策定いたします第五次平生町総合計画は、行政が考え、住民に理解を求めるという考え方から転換を図り、地域の皆さんが望んでいる未来の姿を明らかにし、これをよりどころとしてその実現に資する施策、事業とは何か、誰が担うのか、効果的なのかなどといったことについて、協働のまちづくりの考え方を根幹に捉えて検討を進めていきたいと考えております。そのため、関係人口の創出・拡大につきましては、多くの町民皆様の御意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

町といたしましては、総合計画の策定方針においても、少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者数がピークを迎える2040年問題など人口減少や少子高齢化を見据えた施策の実施が喫緊の課題として捉えております。

今後の町の将来を考えた場合、関係人口の創出・拡大は取り組むべき施策の1つとして捉えており、移住・定住との関係性もあることから、相談窓口の整備や国・県の事業との連携・活用も視野に入れながら、総合計画策定の検討に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、町長さんも東京からの方の例でしゃべっていただきました。この事業はいろんな形があるんですけど、今おっしゃったのは、関係創出型というタイプなんですけれども、3つの形があるように総務省のほうから話が来ております。

平生町にふるさとがある人とか、今まで関係のある人、そうした人たちを地域に継続的につながってもらう機会を提供する、これを関係深化型というようなんですけど、こういった形と、それから、さっき町長さんがおっしゃったように、これまではなかったけど興味を引くことがあった、イタリアーノの事業がおもしろそうだというので来られた、そういったいろんな興味を引く趣味だったり、消費だったり、祭りだったりいろいろあるんですけど、それが入口で、ついでに地域課題解決に求められているスキルや知見を持っている人々が平生町に継続的にかかわるきっかけを提供する政策、これを関係創出型というようなんですけど。それから3つ目として、都市住民や訪日外国人などに平生町への関心を醸成する取り組み、これを裾野拡大型といいます。この3つの形を一応考えられているようです。

あと、この事業として、応援事業としていろいろなものが用意されています。例えば、私がおもしろいなと思ったのは、ふるさとワーキングホリデーというのがございます。これは都市部の人たちに2週間から1か月程度平生町に滞在してもらい、働きながら地元住民との交流や行事、学びの場への参加機会を創出する事業で、ふるさとワーキングホリデーというのがございます。

国からもいろんな補助事業がありますから、町長としてはこういった取り組みを想定していらっしゃるのかと、今現在のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） いろんな取り組みができると思いますが、先ほども言った例もございすけども、とにかく平生町に1回来てもらおうというのが一番初めだろうと思うんです。インターネットで見てるだけの方もいらっしゃるかもしれませんが、実際に来て、地元の人たちと触れ合っていただいて、それこそ今、大変な、皆さんが地域でやっておられる地域おこしじゃないですけども、そういうのに参加していただくというような機会が持てれば、また、その中にいろんな違う知識、平生町じゃないところで育った方たちの知恵というのもまた違うでしょうし、その方たちが育った地域のよさも教えていただけるでしょうし、そういう機会をつくるためには、まず平生町に来てもらう、そして、住民の人と触れ合っていただく。住民の人と触れ合った中で一緒になってこれをやらないかということになって、つながりが出てくると。こういう循環をぜひともつくりたい。

それは何かというのは、きっかけは何でもいいと思っているんです。どんなきっかけでもいい

から、とにかく平生町とつながることであれば何でもやりたいというふうに思っています。

きょうもこうやって皆様方とも、議員の皆様も一緒になってイタリアーノひらおをこうやって宣伝といいますか、一緒になってやっていただいております。行政としてもこういうものをより、ご承知のとおり、平生町っていいところたくさんあります。いいところたくさんありますが、そうかといって観光資源とまでは、私はちょっと緩いかという気持ちであります。

ただ、イタリアーノひらおというのは、また特別な、よそにはないものなので、地形が似ているというところを生かすという手はあると思うんです。せっかく地形が似ているのであれば。ということで、このイタリアーノひらおを何とか周知してもらって、1人でも、2人でも、こちら平生町に見に行こうかという人が増えてくれば、そこで住民と触れ合っていたきたいと。触れ合うことによってみんなが一緒になって何かをやろうということも出てくる可能性がありますので、そういう形で取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） ありがとうございます。私も同様の考えをもっております。じゃ、どうしていくか。具体的に行政としてどうしていくかというお話になります。

いろんな趣味、例えばここでしたら風緑マラソンもあるし、自転車のサイクリングもあるし、佐合への船もあります。そういったものをどう使うかという話もあるんだと思いますけれど、平生のいいところいっぱいありますので、美しい海もあるし、山もあるし、平生にすばらしい人材もいます。農業の達人やら、釣りの名人もいますし、行事もどんでん押山やら管粥やら、祭りや行事も本当にいろいろあります。

その中で興味を引いてもらって、その中で自分が興味のあることを見つけてもらって平生に来てもらう。平生に来てもらうのに、入口としてはそういった情報発信をする。あと、来てもらったときに滞在をしてもらう。

さっきのワーキングホリデーではないんですけど、今、空家が平生町に、今、10軒ぐらい登録したのがあると聞いております。その中の1軒でいいですからシェアハウスにできないでしょうか。シェアハウスにして、そこに皆さんで来てもらって、例えばふるさとがここでもう実家がないんだけど墓参りぐらいには来ると言われたときに、そこに泊まってもらって、みんなと旧交を温めながら情報交換をして、平生町にいろいろな興味を持ってもらう。あとはいろんな趣味、祭りのときに来てもらって、平生ってちょっといいかも思っていた人にシェアハウスに来てもらう。通信環境も整えれば、そこで起業もできます。ひとつ平生のモデル的にそういったシェアハウスをつくるつもりはないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

シェアハウスもありかと思いますが、まずは空家を活用した、皆さんがそうやって仮に住んでみるというようなのもありかというふうに思っていますし、シェアハウスでもいいかと思いますが、多分、このコロナのおかげで、別に会社に行かなくても仕事はできるんだというのがわかった人が、結構都会ではいらっしゃると思うんです。リモートで十分だと。そういう方をいかに平生町に来てもらうかと。その売りを出さないといけない。

おっしゃったとおり、海もあるし、山もあるし、景色もきれいだし、風車もあるし、こんなのあるんだというのを発信しないとなかなか見てもらえないんで、多分、本当に地方に行きたいというのはすごく増えているそうです。これは新聞情報ですけど、やっぱり都会は嫌だと。地方のほうが空気もきれいだし、人もそんなに混んでいないから、こういうコロナのおかげといたら失礼なんですけど、そういうことを考えている都会の方が結構いらっしゃる。そういう人をいかにして平生町に来させるかという施策は、これは考えていかんといかんのではないかというふうに思います。したがって、シェアハウス、もしくは仮に住んでみるような施設をぜひとも考えてみたいというふうに思っています。

とにかく来ていただくことが、先ほどからずっと言っておりますとおり、来ていただくのが最大の交流といいますか、関係人口にもつながるし、都会の人も地方に行きたいという方もふえている時期でございますので、その辺はよく私どもも考えながら、そういうことも考えながら、どういう形でそういう方たちに発信できるかということも考えてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、町長がおっしゃったように、住民だけのみならず、外部からの意見を取り入れて、しっかり平生町が活気づいたらいいと思います。コロナのおかげといいますか、コロナにもそういった副産物がございましたので。

それで、今度はコロナのお話をしたいと思います。

それでは、新型コロナウイルス感染症の対応について質問いたします。

世界で猛威をふるっているこの感染症について、日本では4月7日に7都道府県で緊急事態が宣言され、4月16日には全国に対象区域が広がりました。その後、5月14日に山口県を含む35県が解除され、月末までに全て解除され、現在に至っています。これからも第2波、第3波に備えて、平生町でも適宜対応していかななくてはなりません。

この感染の拡大がどう収縮していくのか先が見通せない時期ではありますが、現時点での振り返りを行い、次への備えとなればと考えて、以下の質問をいたします。

まず第1に、コロナ対策への意思決定の過程と各課の対応について質問いたします。

先日いただいた平生町新型コロナウイルス感染症対策本部会議の報告書によりますと、第1回の開催が2月21日にありました。それから今日まで十数回の開催がされているところです。

この前例のない事態が年度末からずっと続いているわけです。この時期は、職員の異動や退職、新人の受け入れなど、大変な時期でもありました。

迅速な意思決定を必要とされ、各課の対応も急がれる案件です。こういった体制で今回のコロナウイルスに臨まれたのか。また、効果や課題はなんだったのかお答えください。

2つ目は、職員の体制について質問いたします。

今回、特別給付金の支給など、国の政策への協力以外に緊急経済支援や学校・保育園の休校・休園の対応、公共施設をどうするか、各種行事をどうするか、先ほど町長さんがおっしゃったように、いろいろ対応することがございました。通常業務との両立に支障はなかったでしょうか。

また、近年、適正化計画で職員数を絞り込んでいます。今年は特に新人が多い中、運営状況に問題は生じなかったでしょうか。お答えください。

3番目に、住民の反応への分析はどうだったかお聞きします。

例えば交付金を効果的に活用していくためには、住民が今何を必要としているか、どんな状況になっているかを知らなければなりません。県内では3月3日、下関で初の感染者が見つかり、5月5日までに37人となりました。幸い、町内や近隣市町で感染者が出ることはなかったのも、比較的落ち着いた状況でした。

先ほど町長の話の中にもあったように、スーパーや薬局などでマスクや消毒液がなかったり、一部の食品や紙製品が品薄となり、住民の間には困惑が広がりました。また、3密を避けること、外出を自粛すること、マスクをすることなど、行動の変容が求められてきました。

住民の安全安心を守るためには、情報の収集が重要となってきます。これについての対応をお答えください。

4番目は、感染症から住民をどう守っていくかをお尋ねいたします。

今回のような新しい感染症がこれからも起きる可能性があるといわれています。このコロナ時代をどう生きるかが問われているところです。ウイズコロナ、感染症とどうつき合っていくのか。これからあるべき対策をお尋ねいたします。

以上、4つの質問にお答えください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず初めに、どのような対策を取ったのかという御質問があったと思います。新型コロナウイルス感染症につきましては、2019年11月中旬に中国湖北省武漢市付近で初めて発生が確認され、その後、中国のみならず、アジア、ヨーロッパ、北米など、160以上の国に感染が拡大し、世界的流行、パンデミックを引き起こしました。6月7日の世

界の感染者数は700万人に迫り、死者は約40万人を超えております。

日本国内においても、1月下旬ごろ、新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたことで、本町でも感染症対策を図るため、2月3日に副町長を会長とする平生町新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議を設置し、第1回目の連絡会議を開催しました。

また、町民への情報提供のため、町公式ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する情報ページを開設し、新型コロナウイルス感染症に関する情報の掲載に関しましては、掲載の承認手続きを簡略化し、情報提供の迅速化を図りました。

2月25日には、町長を本部長とする平生町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、2月27日に第1回目の対策本部会議を開催し、感染症に関する情報共有を図り、対応策等を協議し、対策本部会議において意思決定を行ってまいりました。その後についても、全国の公立小中高等学校の休業申請や緊急事態宣言の発令、また、解除等、国・県の動向により直ちに対策本部会議を開催し、感染防止策として公共施設等の休館措置などを協議し、対応策を決定してまいりました。

また、お知らせ版に、国等が作成したリーフレットなどの情報誌を添付して注意を図ることに關しても、対策本部会議で決定してまいりました。

なお、学校の休業措置等、学校に関する感染症対策は、教育委員会と学校で協議した結果の報告を受けて、その都度、判断してまいりました。

また、町民や事業者等への各支援策については、各課において施策を考え、すばやい対応ができるように取り組んできたところでございます。

職員の数とかに問題はなかったかという御質問があったかと思ひます。コロナ対応と日常業務の両立は問題なかったかということでございますが、職員数に問題はなつたかとの質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、町新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年2月25日に設置しました。その事務局は健康保険課で担当をしております。町民等への支援策のうち、特別定額給付金に関する申請受付等は総務課で担当しております。

また、小中学校、幼稚園の休業措置等の対応策は教育委員会、その他、地域振興課、産業課、町民福祉課においても、さまざまな新型コロナウイルスの支援策を考案するなどの対応を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の対応業務は、日常業務に優先して実施する必要があり、現在の職員数では対応できず、時間外勤務や新たな会計年度任用職員を任用して対応してまいりました。

現在までのところ、本町では感染者が確認されておひませんが、確認されれば、感染拡大防止のための業務が加わり、業務継続のための体制を取る必要があることから、日常業務との両立は

一層困難なものとなります。そのため、過去の災害時の経験等を生かして感染症に対応していけるよう、職員体制等を引き続き検討をまいります。

それから、先ほどもお話したと思いますが、本町では、職員間の接触機会の軽減を図るために、令和2年4月29日から5月15日まで、各課単位で出勤者の50%削減を目標に、在宅勤務、週休の振りかえ、年次有給休暇の組み合わせによるローテーション勤務を実施いたしました。所属長の判断のもと、通常業務の縮小を実施しながらローテーション勤務を実施いたしましたが、短時間であったことから、業務への影響は限定的であり、窓口の手続きや電話の待ち時間が長くなった等の苦情は入っておりません。町民の皆さんの御理解があつてのことと考えております。

ローテーション勤務の実施状況ですが、実施期間中の全ての対象日において目標とした出勤者50%削減を達成できた部署はなく、平均の削減率は27%にとどまりましたが、1日でも達成した部署は6部署あり、分散勤務により、接触機会の軽減を図った部署など、各部署ともに工夫して取り組んでおりましたが、初めての取り組みでありました。今回の経験を今後に生かしていければというふうに考えております。

今後も換気の徹底、確実な手洗い、咳エチケット等の感染予防対策を継続しながら業務に取り組んでまいります。

それから、住民の反応でございますが、まず、町民からスーパー等での商品の品薄状態に関する苦情や新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせはほとんどありませんでした。町内の商店でも一時的にトイレットペーパーが売り場から消え、小麦粉、バターなどの特定食品の品薄状態が続いていましたが、これらはかなり回復しております。

また、マスクや手指消毒剤についても、5月に入ってから少しずつ店頭に並ぶようになりました。

町民の皆様が緊急事態宣言中、不要不急な外出の自粛などについて御理解、御協力いただいたおかげで、現在まで町内から感染者が確認されていません。

今後も、広報紙やお知らせ版、防災メールなどによって、感染症に関する的確な情報の発信を行い、引き続き感染防止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今回は比較的皆さんが落ち着いていたので、住民の皆さんのいろんな混乱も少なかった。そして、職員も半数ほど、どこもやっていましたよね。半数休ませてっていうのを。でも、これだけの人数で半数っていうのは無理で、何とか別室でというのもありましたけど、別室でやってみただけど、別室の関係がまだ整っていなかった。今回のことは初めてですので、そういった反省点もあると思います。次のこういったコロナに向けて、コロナの

ような感染症に向けて、今回の知見をしっかり生かすようにされていくことを望みます。

また、住民にいろんなご迷惑をおかけして、例えば今までやっていたいろんなクラブ活動ができなくなったり、楽しみにしていた行事がなくなったり、いろいろあったわけなんですけれど、今回はそれでしょうがないという皆さんの思いでしょうけれど、これからです。新しい生活の仕方とか、新しい日常とか言われて、話すのもあまり話せない、距離はちゃんと取らないといけない。おまけに、この2、3、4月でしたので、いろんな総会が開けなかった。住民との接触ができない今の状況というのは異常ではあるんですけど、これを日常にするとこれからどうなるのか。とても不安に皆さん思っているんじゃないかと思います。いろんなクラブ活動やそういったものは、これからどうなっていくのか、そういったあたりを町の行政としてはこうしていくというようなリーダーシップを今からとっていかれるんじゃないかと思うんですけど、期待していいですか。

皆さんが安心して暮らせる平生町、そして、さっきコロナの、都会から田舎へ帰ってくるという方、田園回帰というらしいんですけど、そういったチャンスでもありますので、そういったこともコロナ後を見据えて、しっかり移住定住、関係人口も今からつくっていかれたらいいんじゃないかと思います。今の時期がそういった、よその自治体がいろいろ謀策されている間に、平生町はそこをねらって、すき間をねらって、そういった関係人口、その他をしっかり情報発信していかれたらいいんじゃないかと思います。

これから平生町がますます輝いていくために、私たち一人一人に何ができるか、そして、行政側としては何ができるか、しっかり考えて、ちょうどこの3か月、4か月、私もいろんな行事がぱっとなくなりましたので、ゆっくりともの考える時間がございました。何が必要で何がそうでもないのか。田舎の強みは何なのか、都会の弱点は何なのか。皆さんもしっかり見られたと思います。そういった知見を生かして、第五次、今から住民と一緒に第五次をつくるとおっしゃっていますから、それを期待して、私の質問といたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） これから先、本当に何がどうなるかわかりません。これから先、これがほんとに収束していくかどうかともわかりません。

また、今後どうやってどういうことをやっていけばいいのか。3密は避けるとか、新しい生活様式というのが出ておりますが、これが今後ずっと続くのかどうかというのわかりません。やはり、専門家の御意見をいろいろ国は聞きながら、いろんな施策、提言もされておりますし、いろんな業種における対策等にも、いろいろ国のほうからと言われております。

今のところ、私どもとしては、まずそれを守っていく、それで、感染者を出さないというのが、私は一番の対応策だろうというふうに思っていて、どのようにしたらいいのかというのは、専門家じゃないので、こんなことをしちゃいかんとか、こんなことをしてもいいんじゃないかな

んていうのはわかりませんが、国や県の情報を取りながら対応してきたいと思っております。

また、都市部から田舎に行きたいという方のニーズ、これをまず把握しないと、どんなことがあればあの町に行ってもいいと思うのかどうか、これらもちょっと、いろいろアンケートも含めて、どういうところに行きたいのか、海が見えるところがいいとか、山があるところがいいとか、暖かいところがいいとか、寒いところがいいとか、いろんなニーズが違うでしょうから、やっぱり都会の方々がこういう田舎なら行きたいというニーズをぜひとも調べたほうがいいというふうに思っております。

やり方としては、今すぐ東京とかも行けませんので、東京とか、大阪とか、そういうところにアンケートをできるような仕組みがあるかどうか、それも含めて検討していきたいというふうに思っております。

こういう時期ですから、先が見えない状態ではありますが、多分、これが自粛、各県をまたいでいいという状況になれば、また、来ていただけることもありますんで、その前に何とかニーズ調査とかしておいて、それに対応した施策をできればいいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 先ほどの各課の対応についてなんですけれど、10万円の給付金、住民は非常にスムーズに、早く対応していただいたので喜んでおります。ああいうふうに、目に見える動きというのは、住民の安全安心を喚起する上で大変重要になってくると私は考えております。

あと、今から梅雨になります。災害の次期になります。避難所のコロナ対策はどのようにお考えですか。

あと、教育、その他の経済とかは皆さん、あとの議員さんが聞かれますので、その辺は一般質問の中にあるようです。ですので、今から梅雨に入り、もし平生町で災害があったとしたら豪雨が一番可能性が高いと私は思っております。避難所の設営なり、避難行動なり、コロナに対するそういう行動はどのように考えていらっしゃいますか。これを最後の質問にいたします。よろしくお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、日本国内においても感染経路の不明な患者が増加している地域が散発的に発生をいたしております。今後も感染拡大防止策を行っていかない限り、感染拡大を伴う大規模な流行につながっていきかねない状況になります。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設した場合には、密集した環境のもとでの

集団生活等により、新型コロナウイルス感染拡大のリスクは高まることから、避難者の3密の回避や衛生対策の徹底など、感染症対策に万全を期することが重要となってきました。

また、内閣府、総務省、消防庁及び厚生労働省から、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、避難所を開設する場合には可能な限り多くの避難所を開設するとともに、避難所内で避難者が十分なスペースを確保するなど、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策を検討するよう通知があったところでございます。

これらのことを踏まえ、本町では災害発生時に避難所での新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止を図るため、指定避難所等における新型コロナウイルス感染症対策方針を策定し、災害時に避難を要する住民の安全安心の確保を図っているところでございます。

対策方針として、6月12日に、感染症状況下での避難行動の心得等について、お知らせ版により住民の皆さんへ周知を行うことといたしております。特に、避難とは難を避けることであり、自宅で安全確保が可能な人は感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はないということ、自宅が危険な場合も、避難先は町指定の避難所だけでなく、安全な親戚、知人宅に避難することも非難行動の1つであるということを十分理解していただき、感染リスクの低減を図るものでございます。

その他、避難所の受付では、消毒、検温ブースを設置し、避難者に手洗い、手指洗いと検温を行った後、健康状態などの聞き取りを行い、発熱がある人、または、風邪症状や倦怠感、呼吸困難のある人には別の部屋を用意することといたしております。

また、避難所のレイアウトや動線については、十分なスペースを確保することで、飛沫感染を予防することといたしております。このほか、避難所の健康管理等について定めるなど、避難所での感染リスク低減につとめることといたしております。

これから、出水期を迎えるにあたり、避難所を開設する事態になることも予想されます。避難者同士の十分な感覚の確保及び多くの避難者の受け入れが行えるよう、指定避難所の広いスペースを確保できる体育館や武道館、小中学校の早期開設が行えるように検討しているところでございます。

備蓄資機材については、国による緊急経済対策として創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、段ボールベッドや畳マット、間仕切り等の資機材を購入するなどの拡充を行っております。これにより、避難所における感染症対策のみならず、良好な生活環境の確保が図れるものと考えております。

感染拡大が危惧される新型コロナウイルス感染症の状況下において、今後も様々な事態を想定し、感染症対策に万全を期し、避難所運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

.....
○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

私の職業は、水道施設の設計、それから、その工事の施工管理というのが一部にあるんですけど、そのことを通じて、今度の新型コロナの対策について役立たないかということで、いろいろ考えてみました。

それで、まず第1にあるのは、今度、夏休みも学校の授業が行われるということで、例年、毎年暑くなっておりますから、小学校、中学校に冷水の水飲み機を設置してはどうかということが1つ。

それから、2番目は手洗い場の水洗、これを湯水の混合水洗に取りかえると。児童生徒のことですから、町民福祉課の保育園担当をする方もちょっと聞いておいていただきたいんですが、低学年ごろから順次整備していったらどうかということ。それと、手洗い場の清潔を確保するために、水洗のハンドルをレバー式に変えたらどうかということを提案したいと思ひまして通告しております。

それぞれについてご答弁をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 教育施設のコロナウイルス対策につきましての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業の影響によりまして、このたびは暑くなり始める時期を迎えた5月25日からの学校再開と、このようになりました。加えて、臨時休業に伴う学習の遅れを補うため、夏のまとまった長期休業期間を従来の期間より短縮し、授業を行うこととしておりまして、近年、とても暑い夏が続いている中で、児童生徒の健康確保に向けた取り組みに一層留意する必要があると、このように考えております。

議員からは施設の充実の視点から3点の御提案をいただきました。

まず、御提案の冷水の水飲み機についてでございますが、現在、各学校には設置はされておられません。しかしながら、御指摘のように、熱中症事故の防止に当たっては、適切な水分補給、あるいは処置を行うことのできる環境の整備と、こういった視点はとても重要でありまして、冷水の水飲み機の設置も、その有効な手立ての1つであると考えてはいます。

反面、冷水の水飲み機を常に衛生的に使用するための維持管理であったり、あるいはその業務であったり、また、冷水の水飲み機に児童生徒が集まり、密の場にしないようにすること、こうしたことも必要になってくるというふうには考えます。

各学校では、これまで子供たちが各自で水筒を持参することがしっかりと定着をしております。そういうことから、このたびの教育施設のコロナウイルス対策として、冷水の水飲み機を併用することの必要性をどのように考えるのかにつきまして、児童生徒の体調の状況も踏まえ、学校と協議をして十分に意向等を聞き取った上で、設置の要望があれば、そのときにはその対応について検討をしてみたいと、このように考えます。

また、手洗い場の湯水混合水洗の交換につきましても、学校、特に、今お話のありました低学年、あるいは幼稚園、そういったところともよく協議を行い、要望等について聞き取り、この対応について要望があれば、また検討のほうをさせていただきたいと、このように考えます。

次に、手洗い場の水洗のハンドルをレバー式に交換することについてでございますが、新型コロナウイルス感染症予防のためにも、こまめな手洗いは大変大切でございます。手を洗う際にはできるだけ取っ手に触れないようにして感染リスクを減らすこと、これも重要であると、このように考えます。

現在、町内の学校ではほとんどの蛇口が手で握って開け閉めをします回転ハンドル式というものでありますため、手を洗ったあとに回転ハンドルを回して手にウイルスがつくと、そういう可能性もあるわけではございます。左右に動かすレバー式であれば、触る部分が最小限に抑えられるということもございまして、島根県の邑南町などでは交換が進められていると、このようにも聞いています。

本町の水道の蛇口を調べてみますと、幼稚園、小中学校で合計550程度ある蛇口のうちで、レバー式はごく少数で、500以上の蛇口は回転ハンドルタイプという形でございます。使用頻度の高い場所にある蛇口、そういったあたりからの交換について、積極的に本町でも協議を進めていったらどうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 冷水の水飲み機の問題ですが、これまでも教育委員会に行って話をしたことがありまして、いろいろ、今言われたような、大体聞いたような内容で延び延びになっております。

特に私が気になるのは夏休みに授業をするという、そういう一番暑いときにやるのは、持って

行けばいいわけですが、それで足りるのかどうかということもありますから。しかも、学校が要望しないものを押しつけることもできませんから、十分よく話をされて、やっぱりある程度こちらから積極的に働きかけるということもいると思いますし、そのところはお任せしますので、十分に協議をしてやっていただきたいと思います。

私は光市内で、ほとんどの小中学校に顔を出していますが、大体設置されておりまして、夏休みになるからこれは大変だということで提案をいたしました。ぜひ話をよくされて、能動的な立場で取り組んでいただきたいと思います。

2番目、水洗の話ですが、私は平生町の取り組みで自慢なことがあるんです。平生小学校を建てかえるときに、これから40年、50年使うわけですから、最新の水場にしようということで、トイレも立派なトイレをつくっていただきましたし、空調の設備も入れました。これが功を奏して、それから教育委員会は計画的にトイレの洋式化、腰掛便器、その際には立派な洗浄式の便器をつけてやっていただきましたし、空調設備も早め早めにやって、県下でも大変早い優れた取り組みをしてきたと思います。これはやっぱり教育関係者が一生懸命そうやって将来のことを考えてやってきた誇りだと思っております。

手洗いの湯水の混合水洗についてですが、こういう考えで私は提案したんです。保育園もですかね。なぜかと言うと、それぞれ皆さんの家庭を考えてみてください。朝、冷たい水で顔を洗う人は何人おられますか。手を出して湯になるまで待って、それから顔を洗うという家がほとんどではないですか。家庭では手洗いを温水でやるということがだんだん常識になってきておるんです。

特に、今年の1月から2月に入って、当然、インフルエンザがあるから手洗いは児童生徒に奨励をされておると思いますし、コロナが出てきて、小さい子供を持った保護者から30秒水で手を洗えというが、子供がかわいそうだと。そうすると、冷たいから洗わなくなるんです。そういうことを考えれば、先進的な取り組みが必要なんではないかと思います。

それで、今回、ちょっとこういうことまで、執念を燃やしまして、5月22日の文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのが——持っておられますよね。この中でも、やっぱり一番推薦されておるのは手洗いなんです。3つ、感染源を断つこと、感染経路を断つこと、抵抗力を高めることというのが学校の基本方針のようですけど、感染路を断つためには手洗いが一番だということで書いてあるんです。

接触感染を避ける方法として手洗いを徹底します。いろいろな場所にウイルスが付着している可能性があるので、外から教室等に入るときやトイレのあと、給食の前後、こまめに手洗いをすることが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石鹸で丁寧に洗います。これはテレビでもやっていますが、こういうふうに書いてあります。それと、方法としては、手の消毒液は、

流水による手洗いができんときの代用品として補助的に用いられているものであって、基本的には流水と石鹸で手洗いして過ごしますと。だから、アルコールというのは補助的なんです。実際には手洗いが一番いいということで手洗いをしなさいというのがこの対策です。

それと、あと保育園についても、保育士の衛生管理についての本も手に入りましたから、やっぱり感染症対策というのはその中でも同じように手洗いと書いてある。

それから、また5月になって、全国保育園保健師看護師連絡会というのがあって、この中もコロナ対策で、緊急の保育園対策の提言があって、その中も手洗いなんです。

これから先、この中にも書いてありますように、新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を前提とした場合、これは文部科学省の一番初めの文章です。そういうことを考えれば、小さい子供が冷たい水で手を長い間洗うんじゃなくて、だんだんと、一遍には、簡単にできるころじゃないですから、幼稚園や保育園、低学年のところからそういった施設を充実していく。先進的に取り組んでいくことを提案いたします。

3番目のレバー式については、これは簡単なことですから、60円か70円あれば手に入るレバーですから、適宜取り組んでいただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） ありがたい御意見ありがとうございます。

今、文部科学省から出ています衛生管理マニュアルのお話をさせていただきましたけれども、今の学校の体制、これが1つの大きな基本になってまいります。今、議員さんがおっしゃられたように、手洗いというのは、新しい生活様式の大切な1つになってまいります。

その資料の中にあるのは、石鹸やハンドソープで10秒もみ洗いをして、流水で15秒ほど水で流すと。そのことでウイルスが100分の1に低減されると。そのような書きぶりがしてあるというものでございます。

そうしたことで、手洗いについてはこれからも学校においても習慣化していかなきゃならない、そのように考えているところでございまして、先ほどの湯水の混合水洗のこと、そしてまた、ハンドルのレバー式のこと、特に湯水混合水洗については、幼稚園ですか、そういったところでの話というのを、まずは積極的にしてみたいと、このように思っています。

レバー式については先ほどお答えしたとおり、積極的に協議を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 2点目に移ります。災害対策についてです。

コロナコロナといって、ずっと頭の中がコロナいっぱいでしたら梅雨が来まして、慌てて町内の一番気になっている川を見て歩きました。特に大内川は高須の集落のあたりから直角に曲がっ

て、下流のほうはだんだんと浚渫も進んできておりますけど、あのあたりを中心に歩いて回ってみました。

それから、もう一つは熊川です。熊川は、3月議会で中村議員も取り上げておりましたが、県がやっと浚渫を開始して、大分進んでおります。そこも見て歩きまして、浚渫したところまでは何とかなるんですけど、それから先はずっと以前から、今、大方、図書館の裏から旧豊田住宅の手前まで浚渫されたんです。改善にはなるとは思いますけど、この管理の状況が大変悪いということで、取り組みはどのようにになっているのかお伺いしたい。

それに関連して、町道西の町西分線、このうちの旧吉原住宅の東側の端から豊田住宅のあたり、この間はアスファルトも両側が亀裂が入って大変危ない状況です。私は、川の土手が崩れておるんじゃないかという具合に思っていましたけど、浚渫してみたらちょっと様子が違いましたから、これについて、いずれにせよあのまま置くわけにはいきませんが、どのようなことにされるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、大内川と熊川の管理の改善ということで、干拓によってつくられた本町中心部には、山水排水のための大内川、内水排水のための熊川が治水と利水に配慮し、中心部を還流する形で作られております。

これらの河川は、下流域で緩やかな勾配となっていることから、土砂が堆積しやすく、また、農地の荒廃、宅地化等、社会環境の変化から、流入する土砂量も増加しており、雑草の繁茂や土砂の堆積が随所にみられるところでございます。

当河川の維持管理につきましては、河川管理者であります山口県が、定期的なパトロールの実施により改善が必要な箇所は対策を講じていることはもちろんですが、近隣住民の要望を受け、町が窓口となり、県に要望し、草刈りや浚渫などを実施しているものも多く、昨年度及び今年度につきましても大内川及び熊川の草刈り、浚渫を実施しており、河川環境の保全とあわせ、流下能力の確保のための対策を講じているところでございます。

今後も地域住民の方々が安心して暮らしていただけるよう、県と連携を取り、適切な管理維持に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、県河川である熊川と併設している町道西の町西分線においては、河川護岸と町道の道台が兼用になっております。熊川においては、現時点では河川改修の計画もなく、部分的に整備が完了している状況でございます。

当該河川においては、民地側の道台が未整備のため、塗装、路肩の状態も悪くなって、通行に支障をきたしている状況でございますが、町内の他の路線についても同様な箇所もあり、地元要

望も提出されているところから、順次、整備を進めているところでございます。

今年度、庁内の町道舗装点検を行う予定としておりますので、庁内全域の町道の舗装状態や自治会内の利用状況等も合わせて考慮し、道路改良も含めて優先順位を設定し、地元の要望に対応した舗装、補修や道路改良を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ちょうど私が住んでいるところが、大内川、堀川、熊川というちょうど3つの川がありまして、ずっと目につくところなんです。

それともう一つ、私の議員活動のスタイルが町中を徒歩や自転車で歩き回るというのが1つのスタイルにしておりますが、悪いところがよく見えるんです。それで申しあげるんですけど。

それと、ひとつ参考にしてほしいことがあるんですが、一昨年の梅雨に光市に上島田地区と三井地区が島田川の氾濫で床上浸水が起こるという水害が起きました。県があわてて抜本的な島田川対策をやるということで、昨年から大規模な改修工事をやっております。

あの川は、私は光市内に勤めて30年以上になりますけど、あのころから両側は大変竹がいっぱい繁茂して、あの川自身が認識がそうなんですよ、30年も50年も前から。私はそういう川だと思っていたんです。ところが、県が大規模な改修をして、竹を全部のけ、土砂をのけたら、一番初めに造った護岸が出てきたんです。最初に島田川の大規模な改修をやったんです。それは70年前か80年前か知りませんが、その護岸が竹や土砂を除いたら出てきたんです。結局は、50年も60年も70年も放置したために、土砂がたまって竹が生えて、どんどんまた土砂の堆積が激しくなって水害が起きたというのが実際のようなんです。

それで、もう一つあるのは、あの上流を10億円以上かけて整備するらしいんですが、それが済んだら、そのときのニュースです。県の発表です。あのときの水害に耐えられるような川になりますと言うんです。ということは、全部もとの川に戻したら水害に耐えられるという話なんです。新しい護岸をつくっているわけじゃない。土砂を除いただけですから。昔からちゃんとそういうのができていたのを放置したために、水害が起きたというのが実態です。

それで、県もあわてて大内川も若干草も刈っておるようですが、それを考えれば、日ごろの手入れをしないことが一番災害の原因になっているのが実態じゃないですか。

平生町の川を考えてみても、水利用というのは排水用なんです。平生町の熊川にしても、堀川にしても、田んぼを乾かすために、埋め立てたときに水位を下げて、ちゃんと水が落ちるようにつくったのが、熊川、堀川の構造だと思うんです。それと分離するために大内川を二階川にした。

したがって、大内川なんかは、いわゆる後背地、流域面積が少ないです。そういう構造になっているんですから、実際に川の形態がよその川とは、町長が先ほど申したように違うんです。

それで、私、このことについてずっと繰り返してみたいんですが、熊川と大内川のために1994年、平成6年、1996年、平成8年、2010年、平成22年、2015年、平成27年の4回、ここでこういうふうな話をしております。思い出してみますと、最初は、それまでは農家も田んぼを耕作をしておりましたから、梅雨時期の前には、草刈りや川の溝さらいなど、農家が一生懸命やって管理していたと思うんですが、だんだん宅地化が進んできて草が繁茂するようになったと。最初のころの質問を調べてみますと、川の繁茂対策が主です。

それともう一つは、大内川の排水機場が完成をしまして、一時はよかったんですが、樋門が動かなくなって海水が入らなくなりました。それ以降、だんだん熊川、堀川の状態が悪くなった。特に、堀川のほうは都市下水路事業で早くいろいろ改修工事をしましたから、それほど問題は起きておりませんが、熊川は県管理ということであって、土地改良の樋門があったことで、いろいろ改修が遅れてきておるわけです。海水も入ってこないで、雑草が繁茂する状況が大変激しくなったと。これが実態だと思う。

したがって、平生町の川は、水があふれて周りに出るという川じゃないんです。全体が水位が上がって、いわゆる農業の排水路ですから。だから、川の水位が上がれば回りも水位が上がって陥没するということは、実際に、先ほど申しましたように、町道西の町西分線、これが典型なんです。先ほど申されたように、熊川に沿ってずっと、天池線まで通じております。ですから、この改良をせん限りは、河床を下げん限りは、この問題は解決せんのです。もとあったように、田んぼを乾かすために河床が低かったと。そういうことだと思いますので、そういう点も考えて県に要望してほしいと思うんです。

それで、2015年のときには、西の町西分線についても取り上げて、もう環境が悪いから車も通りにくくなったという話もしております。この5年間、ずっと放置されたままで、私は浚渫が済むまでは、あそこはああいいう立派なコンクリートの擁壁があるとは思っていませんでしたが、県が浚渫してみたら、河川側は立派な擁壁があって、田んぼの側は崩れているんです。これは実際に見ておられると思います。

こういったことも含めたら、町が責任をもってあの間、特に先ほど申しましたように、旧日の出住宅の東側、端から豊田住宅のあたり、よく御存知だと思いますが、急いで改良していただきたいと思います。

もう一度、特に県への要望については、そういう放置することが災害の原因になるということと、町道の管理については町の責任になるということです。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、県の管理している川でございますので、私どもとしても一生懸命県のほう

には説明して、なるべく早い時期にやっていただけるようお願いをしていきたいと思います。

また、町の管理の川でございますが、今年度から数年間かけて浚渫等を行う予定しております。町単独事業で総務省から交付税措置がつくのがありましたので、それを活用せいということで計画を作らなるといかなかったんですけど、計画もちゃんと作れということで作って、数年間で順次浚渫していこうというふうに行っているところでございます。

いずれにしても、県にはちゃんと要望する、町もできるところは町でやるということで、これからやっていきたいと思います。

道路につきましても、道路も私もいろいろ見えていますけど、やはりいろんなところで必要だと、改良していかないといかんというものはあります。要望も出ております。したがって、一遍に全部するというのは単年度予算原則でございますので、毎年改善して、最後はちゃんとみんなよくなるようになってくれればいいんですが、いずれにしても、優先順位をつけてやっていく必要があらうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 5番目の町道西の町西分線ですが、社会福祉協議会があそこに在宅の重度介護者のプレハブ施設をつくりました。それで、あそこに鉄の橋があつて、駐車場として旧吉原団地、それから、旧豊田団地がいろんな行事のときに使われるんです。特にあの間の通行が大変厳しい状況な上にだんだん利用が増えてきたと、こういう実態もありますから、一度、あそこを走ってみられて、どういう状況、気分になるか。ぜひ急いで取り組んでいただきたいと思います。

3点目、町役場の組織のあり方についての提案です。これは提案ですから、どの程度の答弁をいただくかは、私はあまりそこまで重点は置いていないんですが。

平生町にとって、この1年半あたりは大変な変化の時期でした。一昨年12月に町長が新しく就任をされました。4月には教育長もかわられました。6月の町議会の選挙がありました。そして、副町長も交代をされました。最後に、この4月には総務課長が交代という、こういうことで大きな組織の意思決定機関なり、執行機関は変化をしてきました。

そこで、ちょっといろいろ考えてみるチャンスが来たんじゃないかというのが私の考え方なんです。今までの山田町政で20年間ありましたが、そういうことも含めまして。

まず一番考えるのが、今年の3月の議会で、河内山議員、中村議員から、8名職員採用に当たってのいろいろな考えが話をされました。副町長も採用についてはいろいろ困った状況の説明もされておりました。それぞれの考えはそれで私は尊重をしますが、私は実態を見て愕然としたんです。8名を採用しなければならない原因は、定年退職が1名、早期退職が1名、自己都合退職

が3名、休業が2名、休職が1名、出向が1名という具合に、4月からの体制ができないということであわてて採用をしたというのが実態なんです。

どうしてこういう組織になったかというのを私は深刻に考えました。これまで平生町は職員の適正化計画をつくって、とにかく定年退職をしても補充しないという人員削減と、財政難を理由に職員の福利厚生をカットするというのをずっとやってきたように思います。

監査委員を議会から出ていけということでやっていますが、監査委員の業務で定期監査と決算監査をします。そのときに、班長以上、各課皆出てきていただきましてやりとりをするんです。事業の説明を聞いて、課ごとに。その中で、一番組織の活力の低下、意欲の低下というのを感じましたから、講評なり、場があるところで心配した発言をしてきました。それが先ほど言いましたような、今年の3月末時点の人のあり方になっているんじゃないかと。どうしてこういうことになったかと。いろんな職員のやる気を持たせるためには、ちょっと一遍振り返って、新しい体制の中に、どうしてこういうことになったのか検討をされてみる必要があるんじゃないかと思うんです。このことについての提案です。

もう一つは、これもまた深刻な問題ですが、意思決定機関の中枢が選挙でかわりました。この間におきたことが1つあるんです。約束が忠実に守られていないということです。特に選挙で選ばれた町の約束がちゃんと引き継がれていないできた。一番は庁舎の問題です。トップがかわることによって、それまでの意思決定が実行されないというのは、一番組織としては困ることなんです。

庁舎の問題です。新庁舎の整備は、もう過ぎましたが、ぜひ検証していただきたい。次に町長なり、町幹部がかわったときにこういうことがあったら困りますから。引き継がれんように。新庁舎の整備については、基本構想を中心にいろいろ説明をしてこられましたが、30年ですから、18年の6月に1つの転機を迎えておるんです。それが引き継がれていないんです。

30年6月27日に新庁舎整備特別委員会の開催をしております。この特別委員会は、町長のほうからこれまでの経過についてちょっと変更したいので特別委員会を開いてくれと、こういう要望に基づいて開かれた特別委員会です。

その会議録を全文読んでみます。

私は、当時は委員長ですから、前回から情勢が変わったため、町長から発言をいただくということで会議を始めました。町長です。6月議会で退任表明をさせていただいた。どなたが町長になられようとも、本庁舎整備が喫緊の課題であることは共通認識としてあると思うし、財政支援については、将来の財政負担を考えれば、少しでも国の支援制度を活用できればと考えていると。これはこれでやっていかないといけないと思うが、残された任期を考えると、本格的な着工に向けての取り組みができるよう、次の町長にスムーズにバトンタッチできるように環境整備をやっ

ていくことが務めと考えていると。基本構想、基本計画をたたき台にして、工法や工期、コストの問題など、いろんなことを協議、検討するように職員に指示している。検討状況を次の特別委員会に報告させていただこうと思っている。これが発言です。

それで私が、こういう状況になったので、前回決めた方向はなしとすると、これから各議員において情報収集、調査研究しながら、限られた時間で幅広く議論していこうという具合に決めました。意見、質疑があればということで、岩本委員のほうから、これから計画していく中で、コスト削減に力を入れていただきたいという要望があった。それでこの会議は終わりました。約7分間くらいの会議です。これが全部なんです。これで全員は納得してこの会議は終わったんです。このことは引き継がれていないまま、実行約束、約束されないまま、新しい議会が、また特別委員会をつくってやりましたが、今までのとおりずっと基本、この約束が守られないままきたんです。

したがって、新しい3人の議員はこのことを知らないんです。状況で、今回の取り組みが進んでいるということも話しておきたいと思います。

それから、選挙で選ばれた町長が選挙で選ばれた議会に約束したことが実行されないという組織になったら、その組織はだめです。どうしてこういうことになったかということもぜひ調査をして、今から引き戻れるような状況になっておりますが、なぜ言うかといいますと、7年から8年ぐらいあとに今の庁舎の起債の返還が始まります。そのころには、庁舎のことは全然出てこないんです。公債費全般の一般で出てくるだけなんです。金額が増えてくる。どうしてこういうことになったという議論をするのはそのころなんです。何も今は見えません。そのためにも、どうしてこういうことになったかははっきりさせておきたいことと、行政組織にとって、先ほど言いましたように、選挙で選ばれた町長が選挙で選ばれた議会に約束したことが守られないまま町政が進むということはどういうことかということを、ちょっと調査をしておいていただきたいと思います。

3点目、これはちょっと状況が違います。監査事務のあり方です。

今年の4月1日から組織の変更がありまして、これまで議会事務局にありました監査事務が総務課の職員が兼務で監査事務を行うことになりました。事務分掌表を見ますと、その職員は、財政にいた職員で優秀な職員だと思っていますが、現在は職員の給与及び旅費に関することが事務になった職員が監査事務を兼務することになりました。

監査委員の事務は独立した機関であるために、総務課内にあるのはよろしくないということで、ずっと以前に議会事務局に職員も合わせて移した経緯があります。それがもともとの状態のように総務課の職員が監査事務を担当すると。どう考えてみても不思議な状況なんです。これについて、どうしてこういうことになったかについても検討していただきたいし、是正をしていただき

たいというのが私の意見です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それではお答えさせていただきます。

まず初めに、活力ある組織をつくるためにということで、職員の元気がないということをおっしゃられました。職場に元気がないとは議員先生からよく聞かされております。そのように感じられる原因の1つには、私は集中改革プランによる職員数の削減が考えられます。集中改革プランは平成17年度から21年度までの5年間を集中取組期間として、国が全地方公共団体に数値目標を定めて定員削減に取り組むように要請したものでございます。本町では、平成16年度には職員数157名でありましたが、平成21年度には136名と、この間に21名の削減を行っております。

業務の削減を伴わない職員数の削減は、職員1人当たりの業務負担の増加をもたらすとともに、業務を対処しきれない職員の心身への影響が生じることも考えられ、これ以上の職員数の削減は改める必要があるというふうに考えております。

また、職員の年齢構成バランスが崩れており、これが人事の停滞を招き、モチベーションの低下につながっていることも考えられます。

今、本当に職員に求められるのは、新たな課題や難しい課題に果敢に挑戦していく意欲と姿勢であり、高いモチベーションを維持するためには、チャレンジとその成果が正当に評価される必要があると考えます。積極的な挑戦への評価がやりがいとなって、さらなる挑戦に向けたモチベーションを高めていくものというふうに考えております。

平生町役場を、やる気が出ることにより、知恵が出て、それが成果が出ることにつながるといった好循環が作り出されるような組織としていきたいと考えておりますので、今後も御意見等をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

次に、庁舎のことがございました。いろいろと説明不足もありましたことは、まずもっておわびを申し上げます。

経緯に少し触れてみますと、平成29年3月に基本構想、基本計画を作成しましたが、その方針としましては、シンプルでコンパクトに集約し、基金も枯渇している状況で、財政状況が非常に厳しいことから、最小限の費用負担での計画としてスタートしてきました。

しかしながら、本町の現庁舎の分散化に起因する庁舎内外に複雑に絡む情報と、防災のシステム及びケーブルの移設や第3庁舎の活用と敷地確保の問題、津波等から住民の命を守るための一時避難が可能な高台施設の確保など、本町が抱える独自の問題点もあることから、当初の事業費からかさむ要因が判明したことも否めなかったところでございます。

進めていく中で、設計や建築業者の意見や他自治体の事例等を参考に設計と施工を一括発注す

るデザインビルド方式の採用や、工場生産の部材を現場で組み立てるプレハブ工法の活用、起債の活用が伴わない場合のリース方式やP P Pの活用についても具体的な金額に比較には至ってありませんが、検討も進めてまいりました。予定金額で進めていくには、これらの手法を活用しないと難しいと判断し、プレハブ工法等の提案が可能な仕様書等を作成し、請負業者の募集に臨んだところでございます。

発注に際しましては、公共施設でありますので、特定業者に絞られるような参加要件は公平性の観点からできませんので、広く多様な案が受けられるように努めたものであります。

その結果、金額面等非常に厳しい条件での施工業者の募集でありましたが、プレハブ工法を得意とする業者のみならず、ありがたいことに3者の参加があり、それぞれすばらしい提案をいただけたところでございます。

結果はご存じのとおり、この条件下において、鉄筋コンクリート造による水害対策等の本町の抱える課題に対処した提案をされた事業者をお願いすることとなりました。将来、長きにわたる耐久性が確保できていると捉え、庁舎にかかるライフサイクルコストも軽減できるのではないかと期待しているところでございます。

一方で、新庁舎建設基本構想、基本計画は、町の方針として住民や議会の皆様にお示ししており、前町長から引き継ぎ、町の置かれる状況から、私もこの方法で進めていくしかないとの判断をし、表明させていただきました。この計画をもって住民にお示ししている以上、大きな変更や転換をする場合には、その理由等をもって説明することが必要となります。

しかしながら、この基本構想、基本計画が議会において諮られて否決されたものではないと認識しておりますので、住民にお示ししています方向を暗に変更いたしかねますことから、計画に沿って進めさせていただいたものです。

町政の運営は、議会と執行部の両輪がそろい、しっかりかみ合って進むことで、住みよいまちづくりと住民サービスの向上がされるものと認識しております。庁舎づくりにおいても、いろいろな御意見を賜り、反映させながら、しっかり将来に引き継いでいける庁舎を建設していきたいと思っております。

今後も必要な情報は提示させていただき、御理解いただけるよう努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。また、御提言等は真摯に受け止め、今後の運営に反映させていただきたいと考えております。

また、起債の償還でございますが、皆様にもお示ししたと思いますけども、将来の起債の償還については、減債基金に積んで、将来ちゃんと返せるようにしていくということをお示ししておりますので、私は、将来大変なことになるというふうには思っておりません。

それから、監査事務のあり方についてもお話がございました。

監査委員は、地方自治法第195条の規定によりまして、普通地方公共団体におかれ、同法第199条の規定により、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理を監査することとされております。また、第200条第2項の規定により、市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができることから、平生町監査委員条例第5条及び平生町監査委員事務局規定により、監査委員の職務を補助する機関として監査委員事務局を設置した組織体制で監査事務を執行しているところでございます。

平生町監査委員事務局規定では、事務局に事務局長及び書記を置くこととしており、平成28年度はまでは事務局長及び書記の2名の3人体制、配置につきましては、書記2名のうち1名を担当職員、もう1名を他部署所属の兼務職員とし、事務を執行してきました。

また、機構改革が実施されました平成29年度からは、事務局長及び書記1名の2人体制で昨年度まで事務を執行してきたところでございます。

今年度からは地方自治法等の改正に伴い、監査制度の充実強化がされる必要があることから、再び事務局長及び書記2名の3人体制、配置につきましては、書記2名のうち1名を担当職員、もう1名を他部署所属の兼務職員と改めたところでございます。

今後、事務内容などを精査し、今年度中の策定を予定しております次期の職員適正化計画の検討に合わせて、制度、事務局等を考慮した人員体制及び配置法を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、確かに総務課だけでなく全て監査されるわけですから、どの部署からいっても基本的には同じになるんじゃないかという、監査を受ける側の人間もいますわけですから、本当は専属の職員が一番いいんでしょうけども、それらについても、これからの定員管理の状況もありますので、それらを踏まえて検討はしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 前の2点については提案ですから、ぜひこういうことが二度とないようにしてほしいものと思います。職員の管理体制についてもよく調査をされて、元気な組織をつくるために頑張っていただきたいと思いますが。

3点目のところ、ちょっと答弁が違います。事務分掌表を見ますと、監査員事務局は2名です。事務局長が兼任で、書記が1名となっております。議会事務局の書記だけです。実際にやるのは総務課における兼務の職員が監査事務をやっております。それと局長は、議会の局長とかねてやっておると、ちょっと答弁が違いますから言っておきます。

それよりも、とにかく監査というのは特別な機関です。これをずっと議会事務局長が兼務で、監査の書記を専任にしてやってきたんです。それが今年から変わったんです。総務課の職員が兼

務することになったんです。それはおかしいんじゃないか。自分でやって自分で監査するという形になっていながら、監査は独立した機関にしてほしいということ。私も監査委員をしていますからあまり多くは申しませんし、人事のことですから、制度上のことだけ申しますけど、総務課の担当者が自分の監査をするということはありません。独立した機関が監査をするのが筋じゃないですかというのがいい、そういう方向に戻していただきたいということ。今までそうやってきたのが今年から変わったんです。

事務分掌表を見ますと、監査事務局長、金岡局長、兼務で、書記が中山君となっていますが、今までは書記が専任でおったんです。そのことを申しあげておるんです。これはちょっと検討を、組織のことですからあまり言いませんが、自然体に、あるべき姿にしてほしいということが1つ。

それで、ちょっと申しあげておきますけど、気になったことが、3月の議会で町長さんの答弁で、女性が管理職になりたがらないという話を随分と長い間されたんです。前の組織の元気を出すというところで申しあげたいのが、これは、私はずっとここに長くおりますけど、何度も聞いた話なんです。女性が幹部になりたがらんというて。ここで堂々と言われたのは初めてです。

それで、私はちょっと認識をもう一遍確認してほしいと思うんですが、女性の職員が幹部になりたがらないという話をされる前に、女性も男性も同権ですよ。ところが、女性の場合はやっぱり体力の問題だとか、出産の問題が、若干の違いがございます。障害者に合理的配慮を求められるように、女性も男性も一緒に働く場合は、当然、合理的な配慮をした上で同じラインに並んでいただくというのが筋なんです。そして、ちゃんといろんな職務を、研鑽も含めてチャンスを与えて育成をしていくというのがトップの責任だと思うんです。そこを十分にしないでいて管理職になりたがらないという話は、ちょっと行き過ぎじゃないかと思いますので、私の意見ですから聞いてください。私は、なりたがらないとは思ってはいないんです。そういうチャンスを与えないことによって、どうしてもそういう積極的になれないというのが実際だと思うんです。男性の場合は、年数が経ったらある程度仕事も変わったりしてやっているけど、女性にどれだけのそれが配慮をされているかというのは、私はちょっと疑問に思っておりますから、ちょっと老婆心ながら申しあげておきたいんです。

むしろ私が心配なのは、比較的公務員の場合は年数が経てば給料が上がっていくという仕組みなんです。そんなに給料はようけ違わんのなら、えらい仕事につくことはないわという風潮が今ないのかどうかというのが、私はむしろ心配なんです。だから、そういう点では、みんな同じ合理的な配慮をしながら、同じラインでちゃんと同じチャンスを与えていって意欲を出していただくと、そういう管理をしていただきますように、これはちょっと要望もかねて。どうも3月の発言が気になっておりましたので、ちょっとお話をしておきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後１時といたします。

午後０時００分休憩

.....

午後１時００分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

中村武央議員。

○議員（２番 中村 武央君） 質問させていただく前に、このたびの新型コロナウイルス感染症に係りまして、様々な対応をいただいております町職員の皆様方にその御労苦に対しまして心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。今後も大変かと思いますが、引き続き住民のために御尽力いただきますようお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、通告をさせていただいております質問のほうをさせていただきます。

１点目ですが、都市計画とまちづくりについてということで御質問をさせていただきます。

まず、都市計画の見直しについてでございますが、国より国道１８８号線柳井・平生バイパスの整備に関しまして、約７０億円を超える予算が措置をされておるかと思っております。本年度の町の予算で、都市計画審議会委員の報酬や都市計画用途見直し資料作成業務の委託料が計上されていることを含みおいての質問となりますけれども、本町においては、２０年以上の歳月を経過してようやく国道の整備計画が再始動することとなるかと思っております。

そこで重要となっておりまして、都市計画法に規定されております用途地域の設定となっております。既存の１８８号線平生バイパスの沿線地域は近隣商業地域の設定となっておりますけれども、このたびの予算措置で事業化されました柳井・平生バイパスの沿線地域の多くは、第１種住居地域の設定となっておりますところかと思っております。現在の用途地域の設定から相応の期間を経た現在において、その設定が適正か否かを見直すべき時期を見据えての予算措置かとは思いますが、このたびの見直しによりまして、この都市計画用途地域の設定がこれからの平生町のまちづくりの基礎基本となる条件設定となるということは言うまでもないかと思っております。国道１８８号線沿線のみならず、この時期に用途の見直しを検討されることは、非常に重要かつ重大であることから、以下の４点についてお尋ねをさせていただきます。

１点目、現在の平生バイパスの用途地域である近隣商業地域の用途設定において、これまでの問題点と今後その対策。

２点目、１点目の対策を踏まえまして、これから町内の用途地域の方針の確定の公表の時期がいつぐらいになるのか。

３点目、新設国道であります国道１８８号線沿線において、より一層のまちづくりのための近隣自治体である柳井市との連携、そして町として産業振興を目的とした企業誘致を実施する可能

性の有無。

最後４点目、以上３点を踏まえて、これからの平生町のまちづくりの方向性について、ご回答をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

都市計画の用途地域は、昭和４８年８月３日に当時７用途の地域指定を行い、平成４年に軽微な変更、平成４年６月に都市計画法、建築基準法が改正されたことから、当時の７用途地域から現行の１１用途地域に細分され、平成７年１月１日に変更決定をしております。

国道１８８号柳井・平生バイパスは、幅員の変更を昨年度令和２年２月２１日に行い、今年度事業化に至りました。用途地域においても設定当時と現在の建物用途分布土地利用形態等が変わっていることから、今年度調査を行い、用途地域の変更の必要があるか否か、また必要がある場合の範囲等の検証を行い、今後の用途変更への基礎資料を作成することとしております。

国道１８８号柳井・平生バイパスの整備に伴い、インフラ施設整備を検討し、柳井市や近隣市、隣接する町、田布施町、上関町及び周防大島町と連携を図り、救急医療や産業・観光振興の支援、災害に強いまちづくりに結びつけられる沿線活用を図りたいというふうに考えております。これから、この１８８号柳井・平生バイパスができるわけですが、ちょっと数年かかるというので、その間にどのような用途に使用するのがいいのかも含めて、検討していくことになるのかなというふうに思っております。

ちょっと細かいことは建設課長に回答させますが、いずれにしても工場とかの誘致、まちづくりには絶対必要かと思います。これは簡単に申しあげますが、誘致というのは大変厳しいものがありまして、どこの都市も、どこの町村も企業誘致というのはやっておられます。平生町もぜひとも、先ほども言いましたとおりリモートで仕事ができるということであれば、天候も天気もいいし気候もいいし、海と山があつてすがすがしく快適に過ごせる、生活できるところじゃないかなと私も思っております。こういうところを生かして誘致を進めていきたいなあというふうに思っております。

ただ、誘致、誘致といってもやっぱり結局は人と人でございますので、私もこれから、例えば東京とか大阪のほうに出張ができるようになれば、そういう企業も訪れて、誘致どうですかということも働きかけていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

細かいことは建設課長から。

○議長（中川 裕之君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） 中村議員の御質問でございますが、ようやく測量業者も決まりました、国のほうでは秋ぐらいには地元の説明会を開催したいという報告を受けております。測量自

体も1年から、最低で1年、長くて1、2年はかかるという予定ですので、ある程度形状等決まり次第、関係各課、また柳井市とも協議を進めてまいりたいと思っております。

今年度それに付随しまして、大内川の河川改良計画策定業務、現況の大内川、町部分の管理の今田布路木にあるところの今の計画断面では当然水位等が、水量等が収まりませんので、その辺の策定をしないと国交省のほうは今の現状の計画断面で行くということですので、その辺の作成の委託業務等も発注いたしております。

それと、街路交通調査業務、これは柳井市と合同で発注させていただいておりますが、今の都市計画道路の見直し等の変更も含めて、その辺も検討してまいりたいと思っております。時期的にはいつの時期かというのは今の時点ではちょっとお答えできませんが、その辺ある程度道路の形状等が決まり次第、また御報告させていただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 4点の質問をさせていただきましたけれども、何点かご回答がいただけておりませんので、いま一度ご確認をいただきまして次回のご答弁でご回答いただければというふうに思います。

本町における柳井・平生バイパスの大部分が既存道の拡幅ではなくて、恐らく新設道の取扱いになる区域が相応の区間ございます。これについては、まちづくり、沿線のまちづくりにつきましては非常にプランニングがしやすい、具体的な提案がしやすい状況にあるというふうに私は考えております。

町が思うまちづくりのポイントというのを明確にしていいただけるならば、民間企業の活力によりまして、企業自身からの進出の申出や様々なまちづくり、産業振興に対する付加価値がついてくるかと思いますが、現時点においてそういった部分のまちづくりに向けたポイント等の策定はないのでしょうか。ご回答をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まちづくりでございますけれども、まだ本当188号柳井・平生バイパス、こちらについてはどのような形でできるという大体的ことは分かっておりますが、それが決まりました後にどういうまちづくりをするかというのは決めていくんだろうというように思いますが、いまここで早急に決める必要はないと思いますし、町民の皆様、またもしくは近隣、もしくはよそからでもいいですが、そういうところからいろんな意見を聞いて、ここにこういうものがあつたらぜひとも来たいとか、ここに商業施設があるんなら、商業施設が造れるんなら造ってみたいとか、工業もここで工場を造りたいとか、そういう御意見もたくさんお聞きして、これは私どもで決めるんじゃないくて、当然町民の皆さんとも御理解をいただいて、また、現に今町内で

活動されておられる企業さんも含めて、それだったら少しバイパスのほうの近くのほうに移転したいという方も出てくるかもしれませんし、その辺のいろんな方のお気持ちというか、ニーズというか、そういうものを勘案して、これからのまちづくりをしていきたいなというふうに思っております。

いろんな意見があると思いますが、当然私どもとしては商業も工業もそういう、これができることによって平生町の町民の皆さんの働く場所が新たにできるということであれば、先ほどから申しあげており、田舎に帰りたいと、田舎に行きたいという方たちの働き口として受皿にもなっていくわけでございますので、まちづくりとしてはそういうものも全て含めてつくっていくべきものじゃないかなというふうに思っております。ただ、今どういうもの考えていますかというのは、今申しあげたとおり、本当にふんわりとした、まだ中なんです、これをきれいに意見を聞きながらまとめていきたいなというふうに思っております。

何分、ようやく待ちに待ったバイパスでございますので、このまちづくりというのは私も大変変わってくるんじゃないかなという気持ちはあります。もちろんバイパスができることによって交通の利便性も高まりますし、柳井市、近隣に行くのも近くなりますし、また今のところ片側2車線というふうに聞いておりますので、通行もスムーズになるということでいろんな企業さんから声が上がってきてくれるのではないかなという期待をしているところでございます。それとともに、先ほども言いました防災の観点からも、何かいいことができないかなということでもいろいろ検討もしているところでもございます。ですので、もう少しまちづくり全体像は後のほうにしたいというふうに思っております。構想はいろいろ考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ご答弁ありがとうございます。

申し訳ございません。一番最初の質問で申しあげました1点目の部分です。現在の平生バイパスの用途である近隣商業地域の用途における問題点とその対策、この部分についてご答弁をいただきたいのが1点、そして、本件の質問に対しまして、まだ時期が早いという、まちづくりの具体的な対策とのご答弁でございますけれども、後手後手にならないように、適切な時期に適切な事業推進をお願いをいたしたいと思います。

1点だけご答弁いただければと思います。お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど申しあげましたとおり、かなり都市計画から経っておりますので、おっしゃるとおりいろんな問題点は確かに出ております。商業地域の場所もありますし、いろいろ工場をここで造れんかなというようなところもありますし、そういうものも含めて見直しをかけ

たいというふうに思っていて、今現在バイパスができたまちづくりや都市計画というよりも、現在ある都市計画の見直しをまず最初にしたいなというふうな感想を持っております。

近々、先に、おっしゃるとおり問題点はたくさんあります。ここで言うところじゃないと思いますんで、いろんな問題点あるのを踏まえて、いろんな角度からいろんな意見を聞いて、今現在の都市計画の見直しをまず最初にさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（２番 中村 武央君） それでは、次の質問に移らせていただきます。次に、次は環境問題について質問をさせていただきます。

大きく２点でございます。

１点目は平生港田名埠頭についてでございます。

田名埠頭における問題点は、大気汚染、粉じんの公害、土壌汚染、騒音問題、さらには水質汚染についてとなります。

大気汚染に関しましては、やはり建設残土の問題、いまだに改善といえますか、引き続き荷役が進んでいる状況でございます。一時期、諸般の事情により荷役業務が止まっていた時期もあるようでございますが、いまだに県としての使用許可は出しておられるやに聞いております。

そこで、その建設残土等を荷役する際に発生する粉じんや騒音、それから粉じん公害を防止するために水まき行為をしておられるというふうに聞いておりますけれども、その水まき行為に起因する水質汚染、こういった部分についてお尋ねをしたいと思いますけれども、供用開始から現在に至るまで、施設管理者である山口県に対しまして、地域住民からの苦情などがあるかという問いをさせていただきました。

結果としては、拡大解釈をしない限り苦情の該当はないとの回答を得ました。その結果を受けて、田名地域にお住まいの方々との対話をする機会がございまして、その際に、地元の方とのお話をさせていただきましたら、結論としては県に苦情とかを伝えても意味がないんだよ、だからわざわざ伝えないんだよというお言葉を頂戴しました。苦情の申出先が分からないだとか、苦情を伝えても何の対応もしてくれないから意味がないというお言葉がたくさんありました。私自身も県の担当者とお話をさせていただいたことがありますけれども、全く地域住民さんと同じ感情を受けているところでございます。地域住民をはじめ、苦情の申出等に関して意味がないと感じている現状、これ住民として非常に憤りしか持つことができません。

論点は変わってまいりますけれども、環境基本法や県の環境基本条例、これには地方公共団体の責務、事業者の責務、住民の責務などについての規定がございます。私は、地方自治体である山口県の責務及び平生港田名埠頭を運用する事業者としての山口県の責務として守らなくてはいいけ

ない責務につきまして、その責任と住民の生活環境を守るための努力義務について、町としてどのようにお考えになられておられるか、町としての意見を頂戴したいと思います。

併せまして、従前より私も訴えております、現在田名埠頭内に残置してあります大島大橋の被災鋼材につきまして、その後どのような取扱いになるのか、いまだに景観保全の観点から非常に思わしくない状況が続いておるかと思えます。県から何らかの方向性が示されているのでありましたら、ご回答をお願いをいたします。

2点目でございます。

ここ最近ですけれども、ここ最近は減ってきてはおるように感じておりますけれども、アメリカ軍岩国基地を離着陸していると思われる航空機の騒音について、さきの本会議においても質問がありましたけれども、大きな苦情の対応はないというふうに聞いておりますが、その後の実態について、町として何か把握しておられるようでありましたら、ご回答をお願いをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず初めに、最初に、苦情とかそういう陳情とかの件でございますが、直接山口県のほうの担当者に言ってもらおうというやり方当然あるんでしょうけれども、町としてそういうものがあるのであれば、町を通じて県のほうに苦情等を言うことは可能かと思えます。前に柳井の、県の担当者が私のところに来て、そういうものがあるのであれば町から出してくださいと。取りまとめて出していただければこちらは対応しますというご返事をいただいておりますので、ぜひともそういうことがあるのであれば町のほうに言っていただいて、町経由で県のほうに申し入れをさせていただきたいと思えます。

御質問のありました平生港田名埠頭でございますが、先ほど申しあげましたとおり施設管理者は山口県になりますので、御質問内容に関しましては県に照会をした内容に基づき御説明をさせていただきます。

野積場使用に当たっては、当埠頭の背後には民家が点在しており、平成16年の供用開始時から粉じんが飛散する恐れのある鉱物または土砂については、地域住民の方から懸念する声もいただいております。施設管理者としては、野積場の使用事業者に対して粉じんを飛散させないよう必要な措置を講じ、周囲の環境を悪化する事態が生じないよう指導及び管理を行っているところです。

また、大島大橋の鋼材につきましても、裁判の証拠物件として田名埠頭に仮置きをしておりますが、最高裁への不服申立てを行わないこととなりましたので、証拠物件としての必要がなくなったことにより、今準備段階ではありますが鋼材の売払いを県が予定しておりますので、事業者が決まり次第撤去していくことになります。

今後につきましても住民の方々にご迷惑をおかけしないよう適切な施設運営を図っていただく

よう、町といたしましても引き続き処分場のある田布施町とも情報共有を図りながら、強く県に要望していきたいと考えております。

それから、環境基本法等のお話がありました。平成5年に制定されました環境基本法では、国民が良好な環境の中で将来にわたって健康な状態で生活を営むことができるよう、国の責務、事業者の責務及び環境基準の測定など、環境政策の根幹を定める基本的な事項が定められており、山口県環境基本条例や町の快適な環境づくり推進条例についても、同じく基本理念やそれぞれの責務について定められております。

しかし議員が御指摘のように、これら法令の制定をもつてのみでは、社会生活によって生じた公害を規制し環境を保全することは難しい状況でございます。そのため、良好な生活環境に深刻な影響をもたらす大気汚染や塗料汚染などの公害については、その周囲において大気汚染防止法や土壌汚染対策法など別に法律が定められており、規制基準や届出報告など明記されており、加えて県では公害防止条例を制定し、法律の内容を補足して規制基準が定められております。これらの公害については、環境基本法において、自由活動、その他の人の活動に伴って生ずることを明記されているように多くは人為的な要因によるものであることから、公害の発生抑止や発生時の拡散防止のためにも事業者自らが環境基準を順守することが一番に求められていることではありますが、定められた基準を超えるような事案が発生した場合は、法令に基づいて迅速かつ適切に指導することが必要であると考えております。

町といたしましては、公害は発生後の対応が重要であることはもちろんですが、それ以上に公害を未然防止することが重要であると考えておりますので、公害が発生しないように関係機関と協議を重ね、情報交換を行いながら住民の健康で文化的な生活を守っていききたいと、守っていくことが必要であるというふうに考えております。

それから、航空機の話でございますが、議員から御質問いただいております航空機騒音に係る環境基準につきましては、環境基準法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として定められています。

また、航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定することになっており、本町については現在指定されていない状況です。

航空機の騒音におきましては、本町では現状としては、ほとんど苦情は寄せられていない状況ですが、隣の柳井市においてはかなりの苦情が寄せられているとお聞きしております。その対策として、平成27年度から日積地区に騒音計測器を設置し、それから平成27年度に1カ所、日積公民館、平成28年度に1カ所、あそか苑、令和元年度に1カ所、西平郡地区、計3カ所を作っておられまして、計測の結果として令和元年度では70デシベル以上で5秒間以上継続した航

空機による騒音の発生回数が、多い月には30回を超えたこともあったようです。

また、米軍機の訓練等につきましては、中国四国防衛局岩国防衛事務所に照会を行ったところ、米軍機の飛行コースと運用の詳細に関する事項については承知していない。また、軍事的な問題で、国と国との話でもあるので、全てをお話できるわけではないとの回答がありました。

今後につきましては、町民の健康の保護のため、生活環境の保全の観点から、多くの苦情が寄せられてくるような状況であれば、航空機の騒音の状況を確認しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ご答弁ありがとうございます。

私からの提案のような表現になってしまいますけども、町としての環境のルール、このようなものが何かつくれないかというふうに感じております。

例えばですけれども、引き合いに出しました田名埠頭の関係でございますが、例えば環境汚染、環境基準を超える物質、物件が荷役をされる可能性があるとするならば、町のルールによりその物質に対する検査の実施をさせることができるだとか、住民の安全を保障するだけの資料を提出させることができるようなルールのようなものが制定できないかということを提案をさせていただきますとともに、先ほど航空機の騒音の関係でもございましたが、町内への騒音を測る機械の設置だとか、というのが、いわゆる事前に策を講じることができないのかということを提案させていただければというふうに思います。そのあたりについて、町のお考えをお尋ねをさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そのようなことができるかどうかにつきましてはちょっと検討はさせていただきますが、基本的に港湾については山口県が管理者でございます。管理者以外のものがそういう検査をするというのができるのかどうか、それは県のほうに聞いてみないと分かりませんが、ただ、この前の県からのことであれば、業者に入る前に検査をして、その後ここに下した後田布施のほうに持っていきますけども、そこでも検査をすると、二重にチェックをしますという話を聞いております。それに加えて平生もやるのかということでございますが、それがいいのかどうかも含めて、それはちょっと管理者である山口県のほうに検討と相談をさせていただこうと思います。

それから、航空機の件でございますが、航空機自体は、私はそんなに音がしていないんじゃないかなと思っています。やっぱり米軍機だと思うんです。米軍機結構下を飛びますから、かなり大きな音を出します。私も何回も聞いています。先ほども言いましたように米軍機でございます

ので、どうにかしてくれといっても結局国対国の話になっていて、どういう協定になっているのかも私は聞いてはいませんけれども、そこに立ち入れるのかどうか、それも含めて聞いてみますけれども、俗に言う、県のほうに前確認したら、住民のみんなに迷惑をかけないように飛んでくれというふうに言っておりますというだけなんですよね。だから、それは回答になってはいないんですけども、そういうことを住民はもう迷惑かかっているよということを言ってくれというふうに言えるのかどうかも含めて、防衛省のほうに聞いてみようかなというふうに今思っております。いずれにいたしましても、町でできることであればやりますし、町でできないことはお願いするしかないというスタンスでいくしかないなと思っております。

それから、機械を設置というのもお話もありましたけれども、これについて、本当にかなり大変だという意見がたくさんあれば、そういう測定器の設置をするということも考えなきゃいけないと思いますので、状況をみてその辺も考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ご答弁ありがとうございます。

住民の安全安心のため、ぜひとも事前の対策ができるような政策をご検討いただきまして、一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、通告のとおり質問させていただきます。

地域コミュニティ協議会の取り組みについて、3点ほどお伺いいたします。

まず1点目に、第四次平生町総合計画にある住民との協働の推進で、コミュニティ施設に住民が気軽に集まってもらえる場所として、機能の充実、醸成を図るとありますが、高齢化が進む中、協働の推進は年々難しくなっていくと考えられます。この地域コミュニティの在り方について、どのように町長は考えておられますか。お伺いいたします。

2点目に、各地区のコミュニティの現状と課題についてはどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

3点目に、当初指定管理者を指定して進めるという話がありましたが、現在はどのようになっているのでしょうか。また、今現在そういった話はありませんが、指定管理者を置くことについてはどのように考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず初めに、地域コミュニティの在り方についてどのように考えているのかという御質問がご

ざいました。本町では住民との協働の推進を図るため、平成25年度に平生町参加と協働のまちづくり条例を制定し、住民の参加と協働によるまちづくりに取り組んでおります。平成28年度には町内全地区で6つの住民自治組織であるコミュニティ協議会が発足され、現在各コミュニティ協議会においては各地交流センターを拠点として、地域の活性化や地域課題の解決に向けての取り組みが進められております。現在の多様化・複雑化した地域課題は、保健福祉、環境美化、防災・防犯等分野が多岐にわたり、その対象も子供から高齢者まで広範囲となります。このような地域課題解決のためには単独の組織による取り組みだけでは限界があり、多様な主体がともに考え、話し合い、行動することが重要であります。町内それぞれの地域において、直面する地域課題に対し、コミュニティ協議会を核として地域全体で意見を出し合い、連携、協力して活動していくことにより、効果的に、かつ住民の要望に的確に応えていくことができると考えます。このような課題解決を行うための地域自治組織がコミュニティ協議会であり、その役割は大きいと考えております。町といたしましても、地域とともに知恵を絞り、ともに力を出し合っていくという参加と協働の原点に立ち返り、持続可能なまちづくりを進めるために、今後も引き続きコミュニティ協議会と協働のまちづくりを実践し、推進してまいります。

それから、コミュニティの現状と課題でございますが、各コミュニティ協議会においては、地域の活性化や地域課題の解決に向けて、敬老会をはじめ各種行事に各地域でそれぞれの特色を生かし、趣向を凝らした取り組みを進めていらっしゃいます。本町としても、各地域での取り組みを支援するため、地域元気づくり交付金などの制度を整備してきたところであります。

また、コミュニティ協議会との連携を図るため、コミュニティ協議会連絡会議等を開催し意見交換や情報共有を行うなど、定期的な話し合いの場を設けているところで、地域交流センターにおきましては、センター職員や集落支援員を配置し、センターの管理運営や集落支援と併せてコミュニティ協議会の支援も行っております。センター職員や集落支援員がより能力を発揮できるように、山口県が主催する地域づくりに係る研修会等に参加を促すとともに、定期的に面談を持つなど、より働きやすい環境の整備に努めております。

今後につきましても、各コミュニティ協議会のそれぞれ自主的な活動を展開されていく中で、町としてのそのサポート体制の充実に取り組んでまいります。

それから、指定管理者のお話がありました。本町では、平生町参加と協働のまちづくり条例を制定した平成25年度に、同条例の具現化に向けた取り組みを推進するため、平生町協働推進プランを作成しました。同プランの協働のまちづくりの背景と基本的な考え方の協働の形態において、協働型委託の一形態として指定管理者制度を紹介しております。指定管理者制度においては、指定管理者となる組織に対して、高い透明性、経済性、アピール姿勢が求められる協働の形態となることから、協働の形態としては組織への要求度の高い形態であると認識しております。

現在、コミュニティ協議会が設立され、地域の活性化や地域課題の解決に向けての取り組みが進められておりますが、地域交流センターを運営する形態にまでは至っていないと認識しております。

今後におきましては、各コミュニティ協議会の意向を踏まえながら、より効果的な協働の形態として有効である場合は、体制の整ったコミュニティ協議会においては指定管理の協定を締結したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 今、いろいろ推進してまいりますと言われましたのでそれは進めていただきたいと思います。各地区でそれなりの地域の特色を生かし活動されているのはよいことと思います。

しかし、一方で、敬老会では違った取り組みのために不公平感が残りました。また、コミュニティ協議会の職員についても、なかなか長く勤められず定着していないという現状があります。こういったことから、もう少し町として行事なども含め、もっと全体を見守っていくような関わりが必要ではないかと思います。いろいろ連絡協議会をされて協議しておられるとありますが、もっと町として全体を見守ることが必要と思われるが、町はそこの関わりを持つということは考えはいかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

町が関わりを持つということで、当然町は関わりがございます、もちろん。ただ、各地域のコミュニティ協議会さんは、さきも言いましたように、自分たちのところは自分たちで解決していくという意識を持っていただくということが大切で、皆同じようにやってくれというのであれば、結局町がやっている話になりますので、町が全てを網羅しながらやっていくというのは難しくはないかもしれませんが、何にも解決にはなっていないと思います。したがって、自分たちの地域は自分たちで解決していくんだという意識を持っていただいて、皆さんがそれに協力して、地域のみんなでやっていくというのが一番いい形だろうというふうに思っております。

当然、どうしても町としてこうしてほしいとか何かあれば、当然言っていただければそれに相談には乗りますが、中のいろんな行事について、コミュニティさんが自分たちで考えて自分たちのために行っていくということが必要で、ですんで多少コミュニティ間によってはいろんな差も出てくるかもしれません。それは、またそういう差が出てきたら、そういうコミュニティさんといろいろ連絡を取りながら、うちでもこうしようとか、うちはもっとこうしようとか、そういう場も提供しておりますので、そちらのほうでいろんな活動をされていけばいいのかなと思っ

ております。当然町としては一応関わりを持ってさせてもらっていますし、私どもの課といえば地域振興課が一生懸命各コミュニティさんと連絡しながら、提携しながらやっておりますので、これからもそのようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 今、町として関わりと言いましたけど、そういうふうに不公平感のないように目を配るといえるか、そういうものが必要だと思うんであります。

また、このコミュニティ協議会も今言いましたように、協議会の職員も定着しないという、結局は次に勤めてもらえる方というのがなかなか難しくなってくるし、そういう町民に負担がかかってくると思うんです。それは地域によっていろいろ問題はありますけど、そういう問題が起こる場所もあるかと思っておりますので、そういった点で、町民に負担のかからないようにしていただきたいというのが一つありまして。

また、これは一つお聞きしたいんですが、昔のように公民館活動として考えられないでしょうかという声もちょっと耳にいたしましたので、今までは協働のまちづくり、地域で、敬老会にしても出席者は全体でしているときに17%ぐらいしか出席者がなくて少ないと、これはどういうふうにしたらいいかということで各協議会が引き受けてされるようになりまして、参加は増えました。でも、その中に不公平感が残ってきておりますので、そういった問題もありますので、もし考えられれば以前のような、職員削減されておりますから、手が足りないというところもあるのかも分かりませんが、以前のような公民館活動に戻すというお考えはないでしょうか。ちょっとお聞きしておきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

公民館にというお話ですけども、前あった公民館をこのような形でコミュニティ化したんだと私は聞いておりますが、また公民館に戻すという、そういうことも考えられなくはないんですけども、せっかく今もう6つのコミュニティ協議会ができて一生懸命やっております。本当に私も各コミュニティ協議会さんにはいろいろ行かせてもらって、行事があるとそちらのほうでいろんな方とお話をさせていただくんですけども、一生懸命にやられております。本当に私は頭が下がります。本当感謝申し上げたいと思います。

それで、また公民館に戻してというんじゃなくて、せっかくできたものですからこれを本当うまく活用しながら、町としても全体、全てを網羅的に私どもが課題を見つけて全て解決するというのは当然難しい話でありまして、近くにいらっしゃるコミュニティのところで自分たちの課題はこういう課題であって、こういう課題を住民、ここにいらっしゃるみんなでどうやって解決し

ていくかという知恵を絞っていただくというのが、それが一つの協働の形だろうというふうに思っていますし、基本的に私もいつも思うんですけど、昔、仕事で、コミュニティがなくなった、コミュニティがなくなったという話がありまして、総務省、自治省のときでもコミュニティがもうなくなったよねという話になったんですが、最近またそれを見直しされまして、やっぱりコミュニティが必要だと、地域のコミュニティというのはやっぱり必要であるよねという話を今総務省ですけど話になってきています。

やっぱり災害が起きたときも、そういうコミュニティがあればみんなが助け合うことができるんじゃないかということもありますし、はっきり言って都会なんかコミュニティというものの全くありません。もう隣の人が何をしている人かも知りません。そういうところで、じゃあ助け合いましょうかねという話が全く出ません。私も住んでいるときにも、隣の人が何をしているかも知りませんでした。

というようなことで、やっぱり災害が起きたときとかそういうときに、周りで一緒になって、あそこのおばあちゃんは足が悪いからちょっと連れて逃げんといかんよねというようなことが、これコミュニティだからできることであって、なかなかそれがないところではできないんじゃないかなと思っています。

したがって、コミュニティを私は大切に、皆さんが困っているのであれば、コミュニティさんがいろんな面で困っているのであれば相談に乗り、また解決できるものであれば一緒になって考えていきたいと思っております。あくまでも町は支えていきたいし、コミュニティさんはコミュニティさんたちで、自分たちでいろんなものをやっていただきたい、いろんなものにチャレンジしてやっていただきたいなというように思っております。

また、今回話に出なかったんですが、確におっしゃるとおり、もうかなり高齢者の方がたくさんいらっしゃるって、これからもうずっと続けていけないんじゃないかみたいな話もございます。私はそれをどうにかしてくれと言われてもこれは無理なんで、ぜひとも若い者にも入っていただく。先ほどから話がある関係人口、関係人口の中でそういう人が来て、そのコミュニティの中に入りたいという人があったらぜひ入れて、一緒にコミュニティでその場をどうするかというのを考えるのも一つの手じゃないかなというふうに思いますので、いろんなことを考えながら継続していかなきゃいけないなというふうに思っております。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） それでは、通告に従い質問いたします。

平生の町の風景は年々変化し、耕作放棄地が目立ち、あっちこっちに太陽光発電が設置され、

現在も設置許可済みのものもあり、まだまだ設置されるようです。太陽光は光が、風力は風がなければ効力を発揮できないもので、地球に無限に存在する自然の力をお互いに利用するエネルギーの必要性も私は承知しています。その上での質問です。

平生町の長期的展望と方向性を明らかに示して策定された第四次平生町総合計画が10年目になります。その中の政策、「快適で住みよいまち」についてお尋ねします。

防災・安全・環境・都市基盤、これらに配慮した目標、快適で住みよいまちです。施策として環境美化、環境保全対策推進を掲げています。取り組みとして、町全体で地球温暖化対策に取り組む、新エネルギーの普及促進があります。太陽光発電など、新エネルギー利用、導入に努めるとある。過去10年間の結果と評価について、推進した理由とメリットは、またデメリットはないのか伺います。

太陽光発電設置状況ですが、用途地域での設置や雑種地、山林、その他土地への設置も見られますが、このたびは太陽光発電設置のため転用した農地の件数と面積を10年間で1年ごとに伺います。

これがまず1問目の質問です。

2番目、町民憲章で「自然を大切にし、環境をととのえ、美しいまちをつくります」とある。文章は郷土愛に満ちた、意味深く先人の郷土への思いが伝わります。今、平生町の現状は、担い手不足、高齢化などにより、先ほど申しましたように耕作放棄地が目立ち、あちこちに虫食い状態で多くの太陽光発電が設置されています。ここ10年、雑草処理不足、農道整備不足、有害鳥獣被害対策不足、農作物を作っても途中イノシシの被害にあったりで農業への意欲も薄れてしまうなど、このような理由で耕作放棄地が増えているのだと思われます。

管理のできなくなった土地所有者に太陽光発電設置事業者は巧妙に近づき、環境整備ができる、手つかずで売電収入が預金通帳に振り込まれる、また、土地を売る気なら買い上げるとセールスはしつこいぐらいで、今キャンペーン中です、今がチャンスですと家庭訪問や電話作戦には感心するほどです。私の家にも電話がかかり、あまり状況に詳しいので近くから電話しているのかと思い、今どこから電話していますかと聞くと東京からですと言われ、びっくりしました。土地買上げ価格は平米600円です。1平米600円ですね。1反10アールが60万円ですと聞きました。1平米600円は缶コーヒー4個ですよ。1反10アール60万円ですと、本当何か言葉に詰まりますけども、それでも管理できないと手放すのです。そんなに安いのなら、下水道整備して道をつけ、団地化して安く売りだせば平生町の人口は一気に増える、活気づくのではと素人考えで私もふと思います。

きれいに設置されたように見えた太陽光発電も、数年経過すると雑草が生い茂り、農道にはみ出し、通路の妨げとなる。また、水路の水の通りも悪く、稲作農家に迷惑である。除草剤で処理

されるところもあります。家屋建設の場合は、1メートルか何かしか引いて建築しますが、太陽光発電には規制がなく、フェンスが立つと昔からの農道では車が通るのがぎりぎりです。もう救急車も消防車も入りません。ある集会で自己紹介のとき、「太陽光発電のまち平生に住んでいます。風光明媚なところに住んでいたつもりですが、今は太陽光発電まみれの中で生きています」と言われ、みんなの笑いを誘いました。

太陽光発電建設者の多くは、東京、大阪など県外に住んでいて、オーナーの顔が見えず、近所の付き合いもありません。道作りなど共同作業にはもちろん参加しません。以前、私が太陽光発電に関し質問したとき、私有地に基準どおり設置しており別に問題はないと。また、苦情はありませんかと尋ねると、苦情はありませんとのことでした。この質問は議会だよりで質問と回答が掲載され、住民が雨の降る中家を訪ねてこられ、「苦情はないことはない。自分も役場の人に、設置するなら水路の管理をきちんとするように頼んだ。上から水が来ないと下の田んぼは稲がでないのだ」と。そのとき、「近くに若い家族が土地を買い家を建てたが、1年もするとそばに太陽光発電が設置され、家を建てなければよかったと言っている。気の毒よなあ」とも言われました。

改革は、太陽光発電は雑草処理の解消と固定資産税増額の目的だけでは、平生町の未来に限界を感じます。所有者の意向だけである日突然太陽光発電が設置される。太陽光発電設置業者は商売です。商売が成立すればよいわけです。不都合なことは説明しないと思います。もしかしたかもかもしれませんが、固定資産がこんなに高くなるとは知らなかったと嘆いている人も実際にいます。平生町の町が虫食い状態になってからでは何もできないのです。都市計画、用途地域、準工業地域、農振地域、太陽光発電エリアなど、現状を改めて整理してみるとか考えられないでしょうか。平生町のまちづくりと併せて、今後の取り組みを伺います。

以上2点です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。

これまでの平生町の新エネルギーへの取り組みにつきましては、第三次平生町総合計画において調査研究を進めるということから始まり、平成17年度には地球温暖化防止の観点から策定した平生町地域新エネルギービジョンにより、風力発電所の増設、公共施設の街路灯の太陽光発電システムの導入、公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入などの取り組みを掲げ、平成21年度の風力発電所の増設――6基増設でございます。合計7基――や平成22年度の公共施設への太陽光発電システムを導入いたしております。

また、平成22年度から平成24年度の3か年では、町内の住宅用太陽光発電システムの導入補助を111件行いました。その後、平成23年度を始期とする第四次平生町総合計画に取り組

みが継承されまして、住宅用太陽光発電システム等の普及や公共施設などの新エネルギーの普及促進という取り組みを掲げ、現在に至っております。この間、本町への新エネルギーの導入効果としては、風力発電や公共施設への太陽光発電の発電ベースで年間2,600万キロワットとなり、1世帯の年間平均の電力使用量が3,500キロワットとして計算すると、年間7,000世帯以上の発電を行っていることになります。

また一方で、平成23年に電気事業者による利用可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法が成立し、民間による太陽光発電事業が全国的に展開することとなりました。本町の場合、日照条件がよいことに加え、法的に転用可能な農地が多いこと、また農地管理者に困っている農業者が多いことから農地を中心に急速に太陽光発電所の設置が進み、平成24年度から令和2年5月までの間、338件、約45.2ヘクタールの農地が転用され太陽光発電所が設置されました。

当初、地球温暖化防止を目的に取り組んでまいりました本町の新エネルギーへの取り組みによって、FIT法の成立は予想外のことでありましたが、結果として太陽光発電の普及または大きく進むこととなり、町内の太陽光発電施設の設置に係る固定資産税等は、パネル等の償却資産だけ見ても、平成26年度から31年度までの間、約2億2,000万円に上っております。

いずれにしても、これは民と民との契約でございますので、町がやめろという話はできません。それと、農地をどうするかというのは農業委員会のほうでお決めになられておりまして、町としてそれはだめですとも言えない状況でございます。これらによって太陽光がどんどん、農地が太陽光発電所に変わっていく姿というのは私もあまりいいこととは思っておりません。しかし、民対民の契約でございますのでこれを止めるということはなかなか難しいと思っております。そういう形で、どうにか農業ができる町になってくれないかなというふうに思っております。

先ほども言っておりますとおり、関係人口で農業をやりたいという方がいらっしゃったらぜひ、そういうところを借りて農業をやっていただきたいなというふうに思っております。今若い方も結構農業というのに憧れている人もいらっしゃるみたいです。

また、平生町から出られて働いていらっしゃる方が、自分の土地、農地があるという方が、ぜひとももうこっちに帰って農業をやりたいというような方がいらっしゃったら、それもぜひとも迎え入れたいというような形で、これも宣伝していかなくちゃいけないのかなと思います。平生町には、農地を貸せますよ。また、どうしても農業を職としてやりたいという方があったら、農地の斡旋もいたしますよというような発信をさせていただければいいかなと思っております。

それから、「自然を大切にし、環境をととのえ、美しいまちをつくります」と言っているがそれはどういうことなのかという話がございましたけども、太陽光発電の近隣住民からの苦情につきましては、FIT法成立後、太陽光発電施設の設置が増加していることは先ほどの、今申しあ

げたとおりです。その一方で、制度創設により新規参入した事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始するなどして、防災・環境上の懸案等をめぐる地域住民との関係が悪化するケースが全国的に発生していると記事を読んでおります。本町の場合、新規設置の多数が農地であるため、農業委員会に農地転用申請書が提出されることとなりますが、農業委員会により申請者の内容や現地の状況を調査し、隣接農地への排水、土砂流出等の影響はないかの確認、設置後に隣接者に迷惑をかけないように施設の維持管理の徹底等の指導を行っているというふうに聞いております。そのため、設置する際の問合せはありますが、設置後においては太陽光発電施設の所管窓口が町ではないということもあり、農業委員会や町への近隣住民等からの苦情、問合せは僅かなものとなっております。

太陽光発電施設が多く設置されることで、見慣れた風景が変わっていくことに違和感を感じる方も多いと感じております。そう言った意味においては、農地が太陽光発電施設に変わっていくことは決して喜ばしいとは思いませんが、皮肉なことに、FIT法も太陽光発電の環境への負荷に配慮するという一文から、そうやってきたという経緯があるのも事実です。現在の町内の様々な状況を考慮すれば、これら太陽光発電施設とは良い形で共存していくことが必要であると考えておりますので、設置事業者には令和2年3月に環境省において制定されました太陽光発電の環境配慮ガイドラインに沿って事業を進めていくよう指導をしながら、今後の動向を見守っていきたいと思っております。

「自然を大切に、環境をととのえ、美しいまちをつくります」という町民憲章とのつながりでございますが、この一節は瀬戸内の恵まれた自然を大切にし、守り育てることを通じて風景を愛し、愛護する心を持ちたいということを目指し、一人一人が自らを律し、育てていかなければならないとの考えから、あえて主体的表現によって表しているものでございます。制定は昭和60年でございますが、現在においても自然の美しさに畏敬の念を抱くとともに、郷土の発展を願い、美しい町を築きたいとの思いは変わっておりません。この先、様々な時代の動きの中で、平生町の姿が変わっていくとしても、住民一人一人が連携した町づくりを進めていけるように、この思いは次世代につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 町長さんありがとうございました。何か答弁にも困るだろうなとも私も思いましたが、財源なくして改革なしといわれる厳しい状況の中、固定観念にとらわれず、魅力ある美しい自然、山、海、景色、歴史などを掘り起こし、イタリアーノひらお事業のように観光客資源等にも知恵を出し合った、町民とともに創意工夫する改革の取り組みが感じられ、今時点では太陽光がどんどんできていますけども、少しはほっとしているところです。

また、188号線、先ほど中村議員からお話がありましたが、柳井・平生バイパスも着工です。代替地など先行投資も考えるなど、今夢があります。今、曾根コミュニティセンター周辺は、学校、保育所もあり曾根地区のメイン通りです。今大型機械が田んぼに入り整地しています。看板もなく、多分太陽光発電だろうと噂しています。

私は、この質問をするに当たっていろんな資料集めとか、遠い人の、中電にも行きましたし、いろんなところにも行ってお話も伺いました。その中で、これは資料なんですが、和歌山県新宮市が、「新宮市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例」について設置されています。

「新宮市では、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電事業と地域との調和及び自然環境の維持を図り、良好な環境の保全に寄与することを目的とした新宮市太陽光発電設備の設置に関する条例を策定しました」とあります。対象となるのは、50キロワット未満の太陽光発電設備を設置し発電する事業です。「ただし、建築物の屋上屋根等に設置されたものを除きます」とあります。これは町の景観とかを守るために新宮市がつくった条例があります。またいろいろ考えていただきたいと思います。後お見せしますが、今のお話を聞いて町長さんの、こんなのがあれば検討するつもりがあるかなとか、そんな思いをちょっとでもいいのでお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。

条例、私も見ていないので、どういう条例かはその後確認させていただきたいと思います。また、全国にもまだほかにもあると思いますので、いろんな条例を見て参考になることであれば、私のところの町もそういうことを考えていかなきゃいけないなと思います。

ただ、ただ1点だけ思うのは、多分つくれないとかというのはできないと思います、基本的に。先ほども言いましたように、個人と個人の契約をこういう形で止めちゃうと、ひょっとしたらですよ、中身についてはあれですけど、訴訟が起こる可能性がありますよね。やり方があるんでしょうけども、基本的に個人と個人は契約の自由でございまして、それを止めるという法的根拠があれば言えるのかもしれませんが、多分条例でそういうのを止めるというのはなかなか難しいんでしょう。ただ、やり方があるんだろうと思います。それをどうやって、はっきりここに、売買をしてはいけないなんていうのは書けないと思いますので、その辺をうまくどのようにしてやっていくのかというのはあるんだろうと思いますが、いずれにいたしましても、各日本の市町村の方々がつくっている条例案を見て、参考になるものについてはそれを見て検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を2時25分といたします。

午後2時15分休憩

.....

午後2時24分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 質問します。

財源なくして改革なしといわれる厳しい状況の中、財源がなくても補助金を活用し、イタリアーノひらおで改革に取り組んでいる平生町です。太陽光のまち平生からイタリアーノひらおで臨みたいものです。

今、日本はコロナウイルス拡大により新しい日本国の在り方求められ、テレビ、新聞でもしきりに言われています。現状は、東京、大阪、都府集中型、分散型に変化するとわれ、また変化しようとしています。これは、資料集めをする中で私が感じたもの、ことを述べてみたいと思いますので、回答は要りません。

これからの社会は、自分たちの地域は自分たちが支え合う社会を構築しなければいけない時代になりそうです。太陽光エネルギーに頼るだけでは未来の平生町に限界を感じます。喧騒を忘れ、田畑の売買は担い手不足の原因であり、人口減少にもつながります。現状維持を継続しながら、町民から選ばれた私もその1人ですが、議員が団結し、行政とともに先頭に立ち未来を見据えた上で、平生町発展、また町民の住みよいまちづくりに、魅力あるまちづくりに試行錯誤しながら意識改革することが私の責任、責務だと考えております。

先日、第五次平生町総合計画策定のため、10年後の平生町を空白の括弧にしたパンフレットが各家庭に配られました。私は手にして、これはすごい、関心のない町民もこれなら大なり小なり目を向けると思いました。視点が違うなと思いました。小さなことでもコツコツ、試みる努力を感じます。町民からも、ようやく町民の声が行政に届く、ぜひ参加したいという声をあちこちで聞き、好評の声があることを報告します。

また、10万円給付金の件です。私は、町外の方から「平生町はお金出たん」と聞かれ、「何日前にはもらったよ」と言うと、「どうして早いん、ええね、あんたら、私らまだよ」とうらやましがられました。10万円給付金は、山口県内で平生町が一番早く町民に届いたことは、町長はじめ職員の団結力のたまものだとお礼を伝えてほしいとの、これは町民からの声です。ありがとうございました。お伝えしておきます。答えはもういいです。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

誰もが考えていなかった、今まで誰も経験したことのない長期の一斉休校は、親御さんはもち

ろん、教育現場を預かる教育関係者の皆さんにとっても未知の世界で、教育の壁を切り抜けなければならない、これからは大変と思います。

学校教育についてお尋ねします。現在の学校の状況についてです。

1つは、感染を防ぎながら学習の遅れをどのように取り戻していくのか。

2番目は、学校の新しい生活様式、町内ではどのような方法で指導をされているのか。行政、教育、家庭の情報が密にすることが大事と、これは、私がテレビで聞いたり、新聞で見たりしたので、対策を尋ねてみたいと思います。それが、今までは行政、教育、家庭の連携とありましたが、情報交換とありましたので意味が違うのかと、そこら辺りも気になりましたので対策を。

以上、3点をお尋ねします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 新型コロナウイルス感染症に関しまして、学校教育についてお答えをさせていただきます。

初めに、感染を防ぎながらどのように学習の遅れを取り戻していくのかという御質問についてでございます。

まず、この新たな感染症とともに生きていくということを考えますと、文科省も述べていますが、学校における感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提とした上で、その上で学校における感染や拡大のリスクを可能な限り低減すること、そしてもう1つ、子供の健やかな学びを保障すること、この2つを両立性を図っていくことが重要だと、このように考えるわけですが、学校におけるこの2つ、感染リスクの低減、そして学びの保障については、午前中に御指摘もございましたが、5月22日付の衛生管理マニュアルをはじめといたしまして、これまで度重ねての教育活動の再開等に係るQ&Aの発出など、文科省から県教委を通して多くの文書が届いております。

本町においても、これらを参考にしつつ、これまで臨時校長・園長会を繰り返し開催いたしまして、情報や状況の共有、これからの進め方等について協議を重ねてまいりました。

こうした協議等を通しまして、学習の遅れに係る授業時数、学習の遅れを取り戻すということにつきましては、まとまった夏季休業期間を8月8日から24日までに短縮するという事で対応することにしてはいますが、感染を防ぎながらの学習ということにつきましては、3つの密による感染防止を基本として、部屋学習やグループ学習などの子供同士の活動は短時間とし、座る位置や声量を抑えマスクを着用することや共用の教材、あるいはタブレット等の機材の消毒、そしてまた、使用前後の手洗い、感染の可能性が高いと判断される歌唱指導や身体接触を伴う活動、調理実習などの指導の順序の見直し、学校行事、例えば、これからの運動会や文化祭などはやり方の工夫や行事全体の短縮等の検討もすること、その他様々な視点で配慮をすると、このような

こととしておりまして、その個々の事項につきましては、各学校それぞれに作成をしております新型コロナウイルス感染症対応計画、こちらのほうに各学校、園で記載をしております、状況により改定を加えながら教職員で共有しつつ、今、進行を進めているところでございます。

2つ目の学校の新しい生活様式について、町内ではどのような方法で指導しているかという御質問についてでございますが、学校におきましては3つの密を避ける、そして、マスクの着用、マスクについては地域の方々から園や学校に多くの寄贈をいただきました。この場をお借りしまして感謝を申しあげます。そのマスクの着用及び手洗いなどの手指衛生など、基本的な感染対策を継続する、議員が御指摘されました新しい生活様式、これを導入して教育活動を継続し、健やかな学びの保障をしていく必要があると、このように考えます。

先ほど申しあげました5月22日付の衛生管理マニュアルでございますが、それにおいて文科省は、新しい行動様式の変容を図るに当たっての新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準というものを示しておりますが、各学校では、この内容の把握、理解とともに先ほど申しました各学校の感染症対応計画に反映させ、実践をしているところでございます。

また、文科省作成資料、「新型コロナ感染症の予防、子供たちが正しく理解し実践できることを目指して」という資料があるんでございますが、この資料を活用して子供たちの発達段階に合わせた感染症対策に関する子供たちへの指導、このようなことも行っているところでございます。

最後に、行政と教育、家庭の密な情報交換ということについてでございます。

今年度、4月になりまして、これまで町内の臨時校長会を8回開催をいたしました。その都度、新型コロナウイルス感染症についての協議を重ねてきたところでございます。

内容的には、休業期間、あるいは学校再開後の学校ごとの対応計画の策定、授業の重点化や授業時間の確保を中心とした学びの保障、そして、年度当初に編成した教育課程の感染リスクを考えた見直しなど様々でございます。これらの内容につきまして、各学校ごとに校長を中心として教職員間で共有と実践を進めており、また、家庭と学校の連携につきましても文章やメール等様々な形で進めているところでございまして、引き続き学校の取り組みにつきましては、保護者に丁寧に説明することや子供の体調に関するきめ細かい情報交換、こういったものが欠かせませんので、そういった密な情報交換共有について進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。教育現場が今まであったマニュアルとは違うマニュアルをまた新たに作成しての対応と、大変なご苦労がまたこれから始まるなと思います。コロナ対策も大切です、教職員の、教育関係者の夏バテ対策も必要です。先生が元気がなければ子供も沈んでしまいますので、この時期、体調に気をつけて頑張ってくださいと

思います。今の回答で十分です。ありがとうございました。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほど話題になりましたジャパニーズコミュニティパーティーの赤松義生です。（笑声）日本語に訳すと、日本共産党の赤松です。（笑声）よろしくお願いいたします。

それでは、改めて、通告順に従って、町長にお尋ねをいたします。

今回のコロナ基金の中で、私たち人類は、太古から天然痘やペストなどの感染症で甚大な犠牲を強いられてきました。今でもインフルエンザは、季節的に流行を繰り返しています。1981年のエイズウイルスは3,000万人前後の犠牲を生みました。今回の新型コロナウイルスのようにパンデミックが発生してからこれほどのスピードで世界に拡散するようなことは、私たちは想定できませんでした。専門家もそうした危険性があるとの認識は一般的には持ちつつも、それを社会に広く伝えてこなかったと反省を述べています。

私たち人類は長い歴史を経て近代資本主義になって、空前の急速な発展を遂げてきました。そして今や77億の人口が、自然と代謝の急激な増大、大陸、国境をまたぐ交通手段や生産、物流、文化と人の交流、移動の発達で緊密でグローバルな世界に生きています。それが地球環境を破壊し、生態系を大きく変化させ、人類が未知のウイルスと遭遇する一因となっているとの研究や報告もあります。今回の新型コロナウイルスのパンデミックは、現代社会だからこその必然性があり、今後も新たなウイルス感染拡大があり得るとの覚悟を持って臨む必要があるのではないかと思います。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

今後も別のウイルスによる感染拡大があり得るとの覚悟を持って臨む必要があるのではないかと御質問をいただきました。

歴史上、人類は数々のウイルスを確認してまいりました。過去20年間を見ますと、2002年に中国の広東省で発生したSARS、2012年にサウジアラビアで発見されたMERS、そして今回の新型コロナウイルスと3回も新たな感染症が発生し、パンデミックを引き起こしてきました。

現在社会においては、地球温暖化により熱帯雨林が縮小し、それにより野生動物の生息域が狭まり、人と野生動物の距離が近くなってきたため、野生動物が本来持っていたウイルスが人に感染するようになったこと、また、世界のグローバル化により人口の増加、都市化、多くの人々の移動により世界的なパンデミックに至っていると思っております。

本町といたしましても、今回の新型コロナウイルス感染症の様々な経験などを教訓として、覚悟を持って臨んでまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長が地球温暖化、それから熱帯雨林の破壊とかによって野生動物と人間との距離が近くなると、そういう中で新たなウイルスに感染するということに触れられて、私とほとんどの認識は一致しておりますので、この件については、やはり今の高度に発達した、生産力の発達した社会が引き起こしていることにより、こうした問題が起きているというところで認識が一致しましたので、この件についてはこれでよろしいかと思います。

それでは、2つ目に感染拡大の防止ということで、緊急事態宣言は解除され、新たな感染者の増加も少なくなってきたておりますが、感染拡大の防止は引き続き重要な課題だといえます。また同時に、経済社会活動の制限で生じた暮らしと経営の打撃と苦難を救済し、守るために全力を尽くすことはこれからも続けなければなりません。

そこで、お尋ねいたしますが、感染拡大防止については、何よりも医療体制の強化と改善が求められていますが、平生町として医療機関等への支援はどのようなになっているのでしょうか。

そして、PCR検査の体制、保健所機能などが諸外国に比べて貧弱であることが今回のコロナ問題で明らかになりましたが、PCR検査体制の現状は今どうなっているのでしょうか。

そして、村岡知事は、東京など5都道府県や5月21日まで緊急事態宣言下にあった関西3府県や北九州市への移動自粛を県民に今でも求めているところですが、これから、この地域では周南のコンビナートで大規模な定期修理が始まり、県外からの人の出入りも激しくなります。平生町においても、そうした大規模なものはないとは思いますが、仕事上、やむを得ないような理由により県外から人の出入りも考えられますが、その辺の対応はどうなっているのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

感染拡大の防止のための医療機関に対する支援についてお答えいたします。

まず、県の対応についてですが、県の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、そして医療機関における設備整備への補助として、感染した妊婦の出産に備えた周産期医療体制の充実、院内感染防止に向けた歯科用吸引装置の整備への補助金、約4億1,000万円を計上し支援することとし、また、医療提供体制の維持として、約23億円の補助を行うことをしています。

次に、国の支援策についてですが、ご承知のとおり、政府は5月27日に新型コロナウイルス感染症に伴う追加経済対策を盛り込んだ第二次補正予算案を閣議決定しています。一般会計の予

算総額は約32兆円となっており、うち厚生労働省分の追加額は約5兆円、その中で約2兆7,000億円が新型コロナウイルスと長期的に戦い抜くための医療、福祉の提供体制の確保に充てる予定とされております。

主な支援内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的な拡充をすることとしております。その中の一つに、患者と接する医療従事者等への慰労金の支給がございます。

最後に、本町独自の医療機関への支援策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第1弾を利用した医療機関への支援は実施していませんでしたが、今週中には先ほど述べました国の第二次補正予算の成立が見込まれることで、地方創生臨時交付金の拡充の予算2兆円でございますが、これも計上されていることから、国会での予算成立後、第二次の交付金対象事業等を研究し、本町が取り組めるものがありましたら、積極的に活用し、医療機関に対する支援も検討してまいります。

次に、感染拡大防止のためのPCR検査の現状についてお答えいたします。

令和2年2月中旬に、政府は新型コロナウイルスの検査可能件数を1日で約3,800件可能と説明をしていましたが、2月26日の衆議院予算委員会で厚生労働大臣が、2月24日までの1週間の検査件数が1日平均900件にとどまっていることを明らかにしました。この時期は検査体制の脆弱により症状が重症化しないと検査を受けることができず、検査を受けても結果が判明するまでかなりの日数を要している状態が続いたことから、政府が検査体制の強化を図ったこと、また、都道府県においても国の要請等もあり、検査体制を充実してきたことで、5月29日時点で1日当たり約2万6,000件の検査に対応できるようになりました。検査体制の拡充が図られたことにより、より迅速な検査が行われるとともに、濃厚接触者の検査などの感染予防対策の強化や院内、施設内のクラスターの発生抑止対策も可能となってまいりました。

また、6月2日のマスコミ報道等で厚生労働省は、唾液を検体に使い、新型コロナウイルスへの感染を調べるPCR検査方法を認める方針を固め、従来の方法よりも安全で簡単に検体採取が行えることから、医療現場で実施しやすくなります。今後においても、さらなる検査体制の整備も見込まれております。

山口県においては、3月3日に下関市で1例目の感染者が確認された時点では、1日当たりのPCR検査実施可能件数は60件でしたが、4月30日から1日当たりの検査可能件数が160件となり、検査体制の拡充が図られたところです。

また、現在、山口県においては、保健医療圏ごとにPCR検査の検体採取まで実施可能な地域外来検査センターの設置が検討されているところであり、感染拡大の第2波、第3波に備える意味でも、本町においても近隣市町及び関係医師会と協議を行い、この地域外来検査センターの設

置に対して検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、仕事などやむを得ない理由により県外からの出入りに対する対応についてですが、県をまたぐ移動について最初に要請を行ったのは、大阪府知事であります。府独自の対策として、3月19日に3月20日からの3連休は兵庫県との往来は自粛するよう要請を行いました。

一方、国においては、都道府県をまたぐ移動の自粛要請を行っていませんでした。そのため、3月20日からの3連休中の移動等を要因として新型コロナウイルスの感染拡大が発生したともいわれているところです。

その後、4月7日に東京都、大阪府、福岡県など7都府県に緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が示され、その中で不要不急の外出の自粛等で接触機会を低減することが求められたところです。

山口県においても4月13日に県知事メッセージが発表され、その中で、緊急事態宣言の対象地域だけでなく全ての都道府県を対象として通勤、通学、病院等を除き県外への不要不急の移動を控えること、また、県外からの不要不急の帰省や来訪等を控えていただくことなどの要請がなされました。

また、県外から戻られた方や来県された方については、2週間程度の健康管理にしっかり取り組むことや2週間は不要不急の外出を控え自宅生活を基本とすること、また、他の家族と距離を取るなどの接触機会を可能な限り減らすよう要請のあったところです。

本町におきましても、4月15日開催の町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で職員に対し、県外への不要不急の移動や家族の方の県外からの帰省を控えるよう対応を徹底したところです。

その後、5月25日に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は全国全ての地域で解除されましたが、山口県は、大阪府、京都府、兵庫県の3県は6月11日まで、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道に対しては6月18日まで移動の自粛を継続しているところです。

御質問の仕事上などやむを得ない理由による県外からの出入りに対する対応についてですが、山口県の対応も県をまたぐ移動はあくまで自粛要請であり、やむを得ない理由がある場合まで県外からの出入りを禁止するものではありません。

ただし、その移動された方が、万が一、新型コロナウイルス感染症に感染している場合もあることから、移動後2週間は健康チェックを行い、家族間の、極力、接触機会を減らすなどに努めていただくよう、これまでは要請を行ってきたところですが、6月1日以降、山口県においては、この移動者に対する2週間の健康チェックや他の家族と距離を取り、接触機会を減らすことなどの要請については全て解除したところであります。

本町におきましても、県に準じ、同様の対応を取ることとしておりますが、今後、気を緩める

ことなく、引き続き感染防止に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 医療機関の支援について、本町が次の国の二次補正のお金で、本町が取り組めるものがあれば取り組んでいきたいという答弁でございました。そういうことで結構だと思います。

それから、2つ目のこの周辺地域でPCR検査を受けるための外来センターを設けて検査体制を整えるという答弁だったと思うんですけど、そういう体制が整えば安心できるというふうに思っております。

最後に私が質問した部分については、県知事も宇部の、発電所か何かの分だったと思うんですけど、それについてはいろいろ述べておられますし、対応もされているようなので、やはり大きな立場で6月1日以降のその要請は解除されたというのがありますけど、やはり引き続き注意をもって見守っていただきたいというふうに思っています。

それでは、3番目の就学援助の制度について、お尋ねをいたします。

3月24日の文部科学事務次官の通知によると、就学援助制度について、家庭や学校の状況などによりやむを得ず申請期日までに申請書の提出が難しい場合には、申請期日を延長するなど柔軟な対応を求めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者には速やかに認定し、必要な援助を行うことと記述されていますが、本町ではどのように対応されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 就学援助の平生町の対応について、御質問にお答えいたします。

まず、令和2年3月25日に県を通じて通知がありました。今ご紹介のあった3月24日付文科省事務次官通知でございますけれども、今ご紹介のあったように、入学や新学期開始に際しては就学援助等の認定、そして学用品、給食費等の支給について次の点に配慮しなさい、そして、家庭や学校の状況によりましてやむを得ず申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期日の延長、そうしたことで可能な限り柔軟な対応を行うこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については速やかに認定して必要な援助を行うこと、そういうような内容で先ほどご紹介があったとおりですが、就学援助の実施に当たっての配慮事項が示されているところでございます。

就学援助の制度は地方自治体独自の制度として運用されておりますから、受付期間、認定方法等の運用が自治体ごとに異なっているのが現状でございますけれども、ゆえに、本通知により、

このたびの新型コロナウイルス感染症の関係で改めて申請期間、申請方法、認定方法等について可能な限り柔軟な対応をとということで国のほうから発出されていると、このように承知しているんですけども、平生町では、例年、就学援助の案内をホームページと広報ひらおのほうでお知らせしていますが、今年度につきましては、4月に各学校を通じて全ての児童生徒の保護者の方々に制度周知のチラシと申請書を配布しております。

これは、当該制度を学齢期のお子さんに持つ家庭に広く周知するために、今年度から、毎年、進級時に配布しようというふうに考えて配布することにしたものですが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対する柔軟な対応につきましても、改めて6月に入りまして、就学援助の制度の周知として学校を通じて保護者に文書を配布し、まずは、学校や教育委員会に御相談いただくようお願いをしたところでございます。

なお、就学援助費の交付は、例年ですと、認定後、年に3回の学期末の時期に援助を実施しておりますが、今回の事務次官通知にも柔軟な対応とありますだけに、支給の実施時期をさらに増やすなどの対応によりまして家計の負担を減らす方法に資することができればというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 非常に丁寧に対応されているというふうに思っていて安心をしているところですが、家計が急激に変化をするという、変化がどの程度を変化と認定するのかというのがちょっと微妙なところがあって、先般も平生町で独自に行う事業再生支援事業については、2月、3月、4月、5月のどれか1か月でも去年と同じ月より2割程度売上げが減少したら対象になりますよという分かりやすい説明がありましたけど、そういうふうに分かりやすく説明できますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） お答えいたします。

先ほど申しあげました6月に学校を通じて保護者にご案内をさせていただいていると申しあげました文書を少し紹介をさせていただこうと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助のご案内ということで、教育委員会から保護者の皆様へということで発出をさせていただいています。

この就学援助については、給食費や学用品の経費の一部を援助しているというものでございますが、このたびの新型コロナウイルス感染症により、給与収入が激減している方または自営の方で売上げが激減した方など、家計が急変して、経済的にお困りの方はまずは御相談くださいという形で、学校あるいは教育委員会のほうへ御相談くださいという形で広く案内をしているところ

でございます。そういう形で、まずは広く御相談をお受けしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） まずは御相談くださいという部分が非常に現実的でいいんじゃないかと思います。その上で、現実が分かってくると対応できるという形になると思いますので、そういう方法でよろしく願いいたします。

それから、4番目になりますけど、各制度の周知についてお尋ねをいたします。

臨時議会で町長は、紙の媒体を全世帯に配布し、制度の周知を図るというふうに表明されるなど、大いにこの点では努力されていると思います。

そこで、2点について、制度の利用条件についてお尋ねをいたします。

1つは、政府は緊急経済対策で国民健康保険税の免除などを行うように求めています、平生町の現状はどうなっているのでしょうか。

それから、生活福祉資金の貸付けとして、休業した人が対象の緊急小口資金、失業した人の総合支援資金などがありますが、利用の現状はどうなっているのでしょうか。

それから、制度の周知には努力をされていますが、制度は多岐にわたり、専門的にも日々更新される制度を追い続けている方でもなかなか追いきれないとの声も耳にしていますが、一人一人の住民の方においては、自分にどの制度が該当するのかよく分からないのが現状ではないかと思っています。新型コロナウイルスにかかわって相談窓口を一本にしたものを設置したらどうかと。そして、町民のいろんな相談をそこで受けて、それで専門の課に渡していくと、そういう窓口をつくられたらどうかと思います。この点については広範囲にわたるものであり、大変な提案であることは承知をしておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、国民健康保険税の減免につきましては、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、国民健康保険税等の保険税の減免等を行うとされたことに踏まえ、国が減免の要件や算定方法を定め、さらに市町村条例に基づいた減免措置に対しては、国が財源措置を行うことも決定されたことから、国の算定基準に基づき実施するものであります。

なお、住民の周知につきましては、広報6月号のチラシ、町の公式ホームページ、お知らせ版でも掲載を予定しております。

また、各被保険者の各世帯に対しましては7月に保険証の一斉発送を予定していますが、その封筒に減免内容を説明する文書を同封いたしまして、直接、周知する予定にしております。

それから、緊急小口資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業や仕事が減ったことにより収入が減少し、緊急、かつ、一時的に生計の維持が困難になった世帯に対して生活費用の貸付けを行うものです。従来の低所得者に限定した10万円以内とする取扱いを拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の場合は、貸付け上限額を20万円以内とする特例貸付けを実施しております。据置期間を1年以内、償還期限を2年以内、無利子で保証人不要となっており、平生町社会福祉協議会が窓口になり、山口県社会福祉協議会へ申請することになります。中国労働金庫、県内の郵便局でも申請を受け付けております。

また、今回の特例貸付けでは、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされております。さらに収入の減少が続く場合には、総合支援資金制度の利用も可能で、2人以上の世帯、最大80万円、単身世帯の場合、最大65万円の貸付けがございました。

5月31日現在の県内の緊急小口資金貸付け決定件数は1,708件で、町内では4件となっております。この制度の周知につきましては、3月27日発行のお知らせ版で周知し、町のホームページにおいても新型コロナウイルス感染症に関する各種情報の中で、内閣官房特設サイトに案内することで詳しく紹介しております。

また、6月12日発行の広報ひらお6月号発行時に、国、県、町の新型コロナウイルス感染症支援策をまとめた特集チラシを全戸配布することにしており、支援を必要とする方に必要な情報をお届けできるよう窓口等においても、なお一層、周知に努めてまいります。

次に、窓口を一本化にしたかどうかという御質問でございます。

現在、町の公式ホームページには、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報を掲載しております。

また、6月12日に発行します広報とは別に、国、県、町それぞれの支援策を分かりやすくまとめたチラシを全戸配布することとしています。

また、広報誌の中には、去る5月1日と5月27日の臨時議会において議決いただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用した町独自の支援策の一覧も掲載することといたしております。

これら町独自の支援策については各担当課で考案した策でございまして、受付窓口もそれぞれの担当課が行うことといたしております。

議員から相談窓口を一本化してはどうかと御質問いただきましたが、各支援策については提出書類等専門性が高いものもあり、申請先を全て一本化することは困難であります。住民からの問い合わせに対応する総合案内窓口的な部署を設置することは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 国民健康保険税のことにつきまして、対象となるのは、主たる生計維持者の収入が前年比で3割以上減った世帯ということになるわけなんですけど、前年に比べて3割以上減るといえるのは、ここの場合、前年度所得に対して国保料金は決まってくるよね、国保税はね。その3割減少といえるのは、去年の所得よりこの2、3、4、5ぐらいで一気に3割も減るということになるのか、それとも平生町でやっているように、去年の2月よりも今年の2月は3割減ったとか、去年の3月よりも今年の3月は3割減ったとか、その辺の基準をもう少し明確にしていなければならないと思います。

それから、生活福祉資金については、全県で1,708件、平生町では4件ということで、その4件が多いか少ないかというのはあると思うんですけど、これはそういうふうな制度を利用された方があったということは、そうした人たちに対しては本当に生きた制度になったと思います。

それと、最後の部分で町長が言われましたけど、分かりやすい一覧表をつくって全戸配布することとともに、総合的な窓口はつくることも考えてみようかという答弁でしたが、ぜひそのように対応していただけたらというふうにと思いますが、国保の3割の辺については、もう一度、具体的に何の3割なのかというのをお尋ねしたいと思います。すいません。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳細につきましては、健康保険課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 川口健康保険課長。

○健康保険課長（川口 龍哉君） 先ほど御質問いただきました減少の具体的な説明ということですが、あくまで減少については、まだ1年、所得に関しては、1月から12月末を1年所得ということで1年の収入としておりますけど、現時点では、まだ到底、今後の収入のほうの状況は分からないということで、あくまで3月なら3月の月単位でもう幾ら減りましたということで、それが何か月続いたことで、もう前年度に比較して3割ぐらい減少するということがあくまで見込みということで、こちらの町としてはそういった世帯に対して減免を行っていいということでありますので、そういった月単位の減少からそれが何か月続いた、それによって1年を通せば約3割減少する見込みかなというところの判断で、こちらの減免の申請は判断をさせていただくということにさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 分かりました。この間の2、3か月ぐらいの減少状況を見ながら1年間でどれぐらい下がるであろうという推測を立てて判定をするということですので、よく分かりました。よろしくお願いします。

最後になりますが、地方創生臨時交付金の活用についてお尋ねをいたします。

地方創生臨時交付金は、一次分として1兆円、二次分として、まだ決まるか決まらないか微妙なところだと思うんですが、2兆円で、第一次分は平生町には8,500万円交付されましたが、活用事例は、国が示しているものだけでも109にのぼり、多岐にわたって活用ができる交付金となっております。

今後、新型コロナウイルス感染症により新たな住民の困難が浮上してくる可能性もあり、包括的にいろいろな場合に対応できる二次分の予算組みを交付のときに行われたらどうでしょうかという提案的な質問です。

ただ、今、国会では、32兆円の二次補正が審議をされておるところですが、そういう中で10兆円が予備費として計上されており、国会議員の中からは10兆円も予備費で白紙委任せよというのかということで、その予備費については批判の声も上がっており難しい部分もありますが、何とかこういった出してくる、多岐に出てくる町民の中の困難に対して対応できるように、柔軟にずっと対応できるような予算組みの方法はないものかと思ひまして、こういう提案をいたしました。ご見解を伺います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今国会で議論をされております中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の全てのことについての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、その所要経費に対し交付されるもので、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的といたしております。

交付対象事業といたしましては、緊急経済対策に掲げられた4つの柱の、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のいずれかに該当する国庫補助事業及び地方単独事業が対象となります。

現在、本町においても、国が第一次配分として地方単独事業について8,504万円の交付限度額が示されており、去る5月1日と5月27日の臨時会において、その対策事業の所要経費について御議決いただいたところです。

今後、国の第二次補正予算においては、臨時交付金として2兆円程度の追加予算が想定されております。

町といたしましても、追加の新型コロナウイルス感染症対策事業の予算組みについて町民の皆様からのいろんな要望等をお聞きし、柔軟にスピーディーな対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今回の新型コロナウイルスに関する問題というのは、我々も初めて経験するようなことばかりで、町長も行政の皆さんも手探りでいろいろ試行錯誤を繰り返しながら、この間、頑張ってくられたと思います。そういうことについて改めて敬意を表するものがありますが、これからも大いに行政とも心をつにしながら、私たちもこのコロナ危機から1日も早く解決できるように大いに共に頑張っていきたいと思いますので、そのことを表明いたします。私の質問は終わります。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を3時30分といたします。

午後3時21分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 大きく2点、まず1点目は小中学校の感染症対策について、2点目に行政改革についてということでお尋ねをいたします。

まず小中学校の感染症対策について、5つほどお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に関わる学校に対する措置をテレビとか教育委員会のほうでいろいろと何で言い方が違うのかなと思ったのがきっかけです。

それは何かといえば、このたびの措置を町のほうでは臨時休業、テレビ新聞では臨時休校とずっと言われてます。これどこが違うんじゃないかと思うのがきっかけです。いろいろと調べてみました。

臨時休業というのは、学校保健安全法で規定されてる理由で、それ第20条に規定してあります。学校の設置者が感染症対策の予防上必要のあるとき、臨時に学校の全部あるいは一部をやめることをいうと。臨時休校について調べたんですけどよくわかりません。

なんでこの2つが出てくるのかな、この辺のところから感染症対策に大きな違いがあるのかなと思いましたので、まず一番に確認の意味を含めて臨時休業と臨時休校の違いについて説明をお願いいたしてお尋ねいたします。

次に、手続の問題についてお尋ねをいたします。臨時休業から開校までの手続ということです。今しがたも申しあげましたけれども、学校安全衛生法では感染症の予防のためのそういう措置の決定は、学校の設置者の判断と規定されています。このたびの平生町内の措置は、町内学校長会を経て教育委員会を経由して決定されたかのような御説明がありました。ちょっと誤解もあってよくわかりませんので、このたびの小中学校の臨時休業からいわゆる再開、開校まで、制度上ど

ういう手続になっているのか、設置者との関わり、また日にちの、それぞれの今日も随分と最初の一般質問の中でも出ました。2月27日に安倍総理の全国一斉休業要請、4月7日の緊急事態宣言、その上の県知事の休業要請、その間には県知事の県立高校の休業要請等もありました。

平生町立の小中学校も3月2日から、一部4月に再開もされていますが、実質的には5月25日の開校までそれぞれ臨時休業という措置でしたけれども、少し確認の意味として、臨時休業から再開までの制度上の手続はどういうふうになっているのか、設置者との関わりも含めてお尋ねをいたします。

3点目です。3点目は開校後の不安解消策、4点目が再びの臨時休業への備えを、6点目が授業時間数不足への対応策ということで質問を通告しておりますが、今までの午前中、午後の一般質問の中でもダブると思います。そこで、少しかいつまんで一般質問とさせていただきます。

まず、午前中、午後の一般質問の中でいろいろ言葉が出てきました。学校の行動基準とか教育課程とかの見直しとかですね、それとか学校行動基準なるもの、いろいろと言葉が出てきているんですけども、それらの中でこれらは規定されているんじゃないかちゅうことも推測をいたします。それぞれについて、一括でもいいんですけどご答弁をいただければと思います。

まず、再開後の不安解消策、改めて学校始まりましたので、学校再開して子供たちの通学の風景、児童・生徒のですね、とか帰りの様子、自転車に乗って特に中学生帰ります。仕事をして帰るとえらいなと思う反面、ああ子供らも頑張っちゃうのう、一生懸命やりよるのうと思います。非常に今までの日常だったこと、普通に見てたことが本当に大切な元気をもらえる縁があるんだなということ改めて感じさせられました。

たびたび午前中、午後の一般質問の中でも誰も経験してないこの状態、学校の中では子供たちの生活を優先に考えていただいているんですけども、子供たちの不安感、ストレスですね、これも含め、また教職員の皆さん方の不安感、ストレスも含め相当なものじゃないかと思います。これらを解消する対策が必要ではないかと判断いたしておりましたが、朝からの質問の中でいろいろとそのような行動計画、行動基準定めてらっしゃるようですので、その中でも触れられているのかもしれませんが、そういう教職員の先生方、児童・生徒、これらのストレス軽減緩和策、これらについてどのような対策が講じられているのかをお尋ねいたします。

4点目に、再びの臨時休業への備えをということでお尋ねをいたします。あおるわけではないんですけども、再びの臨時休業への備えも一応計画としては大切ではないかと思います。既に先ほどから何遍も言ういろんな行動計画、行動基準等に検討済ではないかと推測をいたしますが、もし検討済なら大まかにでも発表していただくことは可能なかどうかどうなのかお尋ねをいたします。

それと、先ほどの中本議員さんとも少しダブりますが、授業時間不足ですね。教育長のほうでは夏休み期間を短縮してこの解消をすると言われて、そのように計画されてるんですが、ちょっ

と私疑問に思ってます。子供にもっとゆっくと、先ほどのストレスを前提にしますので私、もっとゆっくと教職員の先生方も、今までなら教育課程を実施するためのいろいろと研修とかをこの長期の休みの間にされてるようなだったと思うんですね。それらが全部変わってますので、もう少し年度間、つまり今後1年間、3月31日までちゅうことになろうかと思うんですけども、土曜日の活用とか冬休みの短縮とか春休みの短縮などをして可能な限りゆっくとしたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったんですけども、いろいろとそれらのことについては協議されていると思います。そこで、何を一番に優先してこのたびの夏休みの短縮によって授業時間数不足に対応されていらっしゃるのか、そのことの理由をお尋ねをいたします。

というのも、先ほども言いましたけれど何せ新しいことなので、正解とか何とかベターな方法で多分考えていらっしゃると思うんです。選択されて。私たちの子供のころには、まだ夏もそんなに暑くなかったんですけど、最近の非常に暑い夏は言葉で言えば炎暑とか暑熱とかということで、学校におかれては町はエアコンを設置していただいて、非常にその環境面では配慮、もう既に手配済ということなんですけれども、今度はそういうストレスの中でもう少しゆっくと子供たちの回復、先生たちの回復というんですか、そういうことをするべきじゃないかということを思っていますので、ご見解をお尋ねをいたします。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、小中学校の感染症対策につきましてお答えいたします。

まず一つ目でございますが、臨時休業と臨時休校の違いについてのお尋ねということでございますが、御指摘がありましたとおり今回の措置は、学校保健安全法20条の学校の設置者は感染症の予防上必要があるときは臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる、この条文による措置でございます。そのため、これまで臨時休業という言葉でお伝えをしてまいりました。

休業と休校の違いということについてでございますが、今回のように子供たちを登校させないで授業は行わないけれども、教員等は学校で業務を行う状態、こういったのを休業というんだとか、子供も教員も学校にいない状態を休校というんだとかいろんな考えがあるようですが、特に明確な使い分けは規定されたものは見当たらないと、このように思います。

そこで、報道のほうへ臨時休校と言われていることにつきまして、ある報道機関に尋ねてみますと、民間企業の休みを休業ということが浸透しているので、一般的には休校といったほうがわかりやすいということから、メディアでは臨時休校を使っていると、このような回答が返ってまいりました。一応、この学校保健安全法に基づきまして臨時休業という言葉で統一をさせて、これからいきたいというふうに思っております。

続いて、2点目、臨時休業から開校までの手続について、再開までの手続に関する質問でござ

いますけれども、まず先ほどの学校保健安全法20条ですが、もう一度申しますと、学校の設置者は感染症の予防上必要があるとき、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができると、このように設置され、御指摘のように臨時休業措置の権限は学校の設置者とされています。

ところで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらのほうにはその第21条で教育委員会の職務権限、これについて記載してございます。そこでは、教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し執行するとしまして、以下1号から19号までの19項目が掲げてございますけれども、その1号に、学校の設置、管理及び廃止に関することという規定がございまして、具体的に学校の設置、管理を行うのは教育委員会の職務権限という整理がされているところでございます。

学校の設置者については、学校教育法ではその第2条に学校の設置者という見出しで、学校は国、地方公共団体及び学校法人のみがこれを設置することができるという記載があり、本町立学校であれば学校の設置者は平生町です。その上で、平生町を代表するのは町長さんでございますから、町長が臨時休業を決めるのだと考えるのが普通のようにも思えますが、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条によりまして、学校の設置管理は教育委員会の職務権限でありますので、学校の設置者としての判断を行うのは教育委員会であるところのような整理でございます。

このたびの臨時休業措置を行うに当たっては、各校校長及び園長と校長園長会議を開き、県内の動向、措置をとった際の保護者への周知方法、子供のケア等の対策を協議しまして、臨時休業に係る方向性を出し、教育委員会会議で教育委員へ状況報告を行い、教育委員会として休業する学校及び休業期間について判断させていただきました。そうして、平生町新型コロナウイルス感染症対策本部会議にも報告した上で、町の代表であります町長に対しては決裁の形での御報告をさせていただいたところでございます。

また、臨時休業中は頻繁に校長園長会議を開いてまいりましたが、臨時休業から学校の再開につきましても、教育委員会会議等で教育委員へ状況報告を行った上で、臨時休業の期間の変更は行わない旨の確認をさせていただき、平生町新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び町長に対する報告も行い再開をしたところでございます。

続いて、不安解消対策というところでございますが、議員御指摘のように今回のような長期にわたる臨時休業措置は誰も経験したことがなく、通常の休業、長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることから、心が不安定になることが見込まれるとこのように言われてきました。児童・生徒はもちろんですが、保護者の方や教職員にも大きな不安やストレスを受けていることには間違いはございません。

子供たちのストレスについては、感染症への不安を初め、学習の遅れによる学習面の不安や進

学への不安、生活リズムの崩れからのストレス、学校行事の削減による気分の落ち込み、さらにはこのたびの長期の臨時休業のストレスは子供を抗うつ傾向に陥らせたり、あるいは家庭での虐待リスクを高めたりすると、このように危惧されることも報道があったとおりでございます。

こうしたストレスの緩和、解消対策についてはまず実態の把握が重要でございますから、学級担任や養護教諭を中心にして、きめ細かな健康観察や毎週の生活アンケートにより状況を的確に把握いたしますとともに、教育相談等の実施やスクールカウンセラーによる心理面からの支援など、校長を中心に支援体制を整えているところでありまして、小学校低学年には家庭教育支援チームひらおかンガルー応援隊にも、見守りや支援に御協力を頂いているところでございます。

再開時には、各学校からの聞き取りも行いました。そこでは、コロナウイルス感染症の心配による欠席はなく、このたびの臨時休業による新たな不登校傾向のうかがえる児童・生徒はいないと、このような報告を受けてはおりますが、こうした臨時休業はこれまでになかったことで、例年行っている心理テストであるアイチェックこれを6月に実施いたしまして、臨時休業が子供に与えた影響をきめ細かく把握できるようにも活用したいと、このように考えています。

また、学校における感染防止対策を期待しております、先ほど申されておりました対応計画によりまして、基本的な対策の徹底について十分に教職員間等で共有して、今後の事業の進め方、見通し等を説明することも不安の軽減につながる重要なものだというふうに考えています。町教委では、各学校においてこうした取り組みを丁寧に重ねるとともに、生徒指導上の配慮を十分行っ

て心の健康問題に対応していけるように支援したいとこのように考えているところでございます。

教職員のストレス、こちらについては休みの取りやすい環境づくりとか、管理職による学校の雰囲気づくりで対応をしっかりと普段どおりやっていきたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、再度の臨時休業への備えに係る質問でございます。

まず、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準、先ほど行動基準と申されておりましたが、これを示した午前中から話のあります衛生管理マニュアル、5月22日付で出されている衛生管理マニュアルであります。これにおいて文科省は学校ごとの感染レベルを判断した上で、レベルの高い場合は授業や部活動を一定程度制限すべきだとして、レベル3と判断した学校では、理科の実験、音楽の合唱、子供同士が近い距離で行う授業、こういったのは行わないと、こういうふうにして求め、部活動は個人での活動にとどめる、これがレベル3でございます。レベル2では、リスクの低い活動から順次検討し、最も低いレベル1では十分な感染対策をとれば制限は不要と、このようにしているところでございます。

山口県の学校は、現在全てレベル1に当たるとされておりまして、レベル1では学校休業を一律に行う可能性は低いとされております。これまでと同様の一斉臨時休業の可能性は低いと、こ

のように判断をしているところでございます。

この対応マニュアルを基本として、再度の休業の基準について検討をしておりますことを少しご紹介をさせていただきますと、自分の学校というか自校、自園というか自分の園というかですね、自校、園以外で新たな感染経路が不明の感染者が本町及び隣接する市町で発生し感染拡大が懸念される場合、この場合については分散登校等の実施により対応し、感染経路がはっきりしている場合、これは通常の授業を継続することで今検討しています。

また、自校自園の子供たち、または教職員、学校関係者の感染者が出た場合、これが一番緊張する場面ということになります。このときには兄弟等の濃厚接触者のいる学校等含めてすぐの下校、自宅待機と、このようにして、保健所で濃厚接触者が特定されるまでの間は臨時休業を行う必要があると考えています。

その上で、自分の学校外での感染が明白であること、そしてほかの園児、児童、生徒へ広めている恐れが低いこと、そして濃厚接触者が校内にいないこと、この3つが全て満足すると考えられる場合は、施設の消毒等の必要な期間が終了次第学校再開するということが考えられ、3つのうちいずれか疑わしい場合は、やはり2週間程度の臨時休業も全学年か該当学年かというのはあると思いますが、それもまた検討しなければいけないと、このようになってくるんじゃないかと今のところ考えているところでございます。

また、今、最後一番緊張する場面で最悪想定といいますか、そのように再度の臨時休業を行わざるを得なくなった場合には、家庭学習の課題等計画的に子供たちに指示、配布するとともに、学習状況の確認、教師のフィードバック等を実施するために定期的な登校日の設定等も行う方向で検討しておりまして、臨時休業等の際の家庭との連絡体制、グラウンドの子供たちへの開放によるストレス緩和等、これまでの経験も生かして校長園長会によりさらにその方向性について詰めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

最後に、5番目の授業時間数不足への対応策に係る質問についてお答えをさせていただきます。御指摘のとおり、学校にあっては子供たちの学力を保障する上で授業時間数の確保は大変重要でございます。

本町の各学校においては4月8日に始業式・入学式を行い、その後8日間は授業を行ったものの4月17日から5月24日までの期間臨時休業の措置をとりました。この期間の休業で、22日分の授業時間の不足を生じたところでございます。この22日分の授業を夏休みの短縮だけで補えるかということがひとつあるというふうに思いますけれども、このことについては子供たち、そしてその保護者を初め多くの方がご心配されていることだと承知をしています。

本来、夏季休業、ここでは夏休みと表現させていただきますが、ご案内のように夏休みは7月21日から8月31日までとこのようにされているところでございますが、今年度は臨時休業の

長期化によりまして、不足時間を夏休みに授業日を設けることで補充しようとするものですが、本町ではまとまった夏休みを8月8日から8月24日までと短縮することについて、6月1日に各校の校長から保護者の方々に文書を発出させていただきました。それにより18日分の授業時数が補充できます。

加えて、新型コロナウイルス感染症に関わって全国学力学習状況調査や全国体力運動能力等調査、水泳の実技指導などを中止することとしたこと、またその他の行事の短縮や1学期に予定していた行事の短縮や、休業中の登校日における授業の実施等によりまして、22日分の授業時数はしっかりと賄えることができるとこのように考えているところでございます。

このようなことから、夏休みの短縮による対応で学びの保障の第一歩である授業時数の確保はできると考えておりまして、今後再びの臨時休業への備えも併せて考えますと、先ほどゆっくりと子供たちや先生方の回復というありがたいお言葉をいただきましたが、土曜日の活動や冬休みの短縮につきましては、再度の臨時休業への備えも含めて考えると現状では言及しないほうがよいという見通しで判断をさせていただいたところでございます。

町教委では、いわゆる3密を防ぐ取り組みを徹底しながら、子供たちの安心・安全の確保と学びの保障の両立を図っていけるように、学校と連携密に取りながら対応についてしっかりと引き続き考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 非常に丁寧にお答えをいただきました。勉強になりました。ありがとうございました。お礼を申しあげます。

まず、1番の臨時休業と臨時休校の違いということ、大変詳しく調べていただきました。重ねてお礼を申しあげます。それで、そういうスタンスというのは、言葉の意味をちゃんと踏まえた上で決してマスコミ等に流されないように、行政のほうしていただくことをですね、日本語というのはとにかく言葉、意味、いろいろと訳があるけえそういうふうについてるんですよ。ぜひこのことは教育の中で実践を教育長の力でしていただければと思います。これはお願いをしておきます。

2番の件についてもよくわかりました。地方行政の運営組織の中でちゃんと決められているということで、勉強させていただきました。ありがとうございました。そのこともお礼を申しあげます。

3番、4番、5番のことなんですけど、まず不安の解消策なんですけれども、今まで全部申されていた、教育長が言われていただいたこと、これらは全部保護者の皆様方とかに共通の認識として情報発信されてるというふうに思ったんでよろしいでしょうか。

その結果だけでなく、先ほどもいろんなことを検討して授業時間不足への対応策、総合的に考えて再度に備えた案でこの夏季休業の短縮に踏み切ったっていういろんなご足労しているそのお考え、資料のもとに行動されてること、これをお知らせするのが一番情報公開というか情報伝達、情報の共有のまず第一歩だろうと思うんですよ。そのスペースについては、何遍も言いますが、ホームページといういいツールがあるわけですから、それにきちんと載せられるだけの場所もあるし、文章ですということも今後すぐ可能だと思うんですよ、そういうことで共通の認識が取れるような土台づくりは、今後の行政の大きな仕組みの一つとして考えていかなきゃいけないと思うんですよ。文章だけを配布されるというのではなくて、その経緯もきちんと知らせると思うんですかね、そういったことでこういういかなる対応のときにも信頼を得た行動、信頼を得たものができ上っていくというふうに思います。

そのことについて、信頼の構築するための対応策ということで、今後ホームページの活用について今そう言っても無理かもしれませんが、少し情報公開、情報の伝達の仕方として保護者との連絡を密にする、学校は地域の宝とか常々言われることの実践の一つではないかと思いますが、そのことについてのご見解を少し教育長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 御指摘ありがとうございます。今日午前中の質問の中で、行政と教育、家庭の密な情報交換というかそういう御質問もいただきました。その答弁におきましては、行政、いわゆる教育委員会と学校、管理職、それとの情報共有、そして学校の取り組みについて保護者への丁寧な説明、子供の体調についてもきめ細かな情報交換とこのような説明をさせていただきました。

その説明の中で、行政と保護者といいますか地域の方といいますか、その説明が欠けていたなど今反省をさせていただいたところでございます。信頼を得た行動ということで、大変貴重な意見を頂いたと思います。

御指摘いただいたホームページについては、また検討もさせていただくということで御容赦いただいて、まずは今回ここで河内山議員からこのように取り上げていただいたことでまずは広げることができる、このことを感謝申しあげて答弁とさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） たびたび丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

では、次の質問にいきます。次の質問は、行政改革についてということで質問いたします。まず1点目に、次期行政改革大綱の策定は、2点目は位置づけは必要ということで、3点目に発送の転換を、4点目に次期計画は十分な配慮をということでお話をさせていただきます。

まず、次期行政改革大綱の策定はということでお尋ねをいたします。今、町の活動も全て新型コロナウイルス感染症対策ということで多くのことが対応に追われて、大変なところだとは思いますが、次期行政改革大綱、第六次ですよ、一応今までの流れをくめば、第七次ですかごめんなさい。もとい。

本年度は最終年度なわけですね。常々次期行政改革大綱の策定に取り組むというふうに言われていますが、これの取り組み、特に今回新型コロナウイルス感染症対策によりかなり行政の皆さんご尽力を頂いている状況で、先ほども言いましたけれどもこれまでに経験したことのない業務、新たな業務、日常の業務ですね、これ行政改革大綱は総務課の所管、また本部長制度で改革をされていかれるわけですが、かなり業務量も多くなっていると思います。変更があるかどうか、今後の策定の取り組みですね、今そういう時期じゃないと言われればそうかもしれませんけど、一応お話として少し確認をさせていただければと思います。

2点目は、それに対して位置づけは必要ではないかという私ひとりの偏見かもしれませんが、考えです。見解をお尋ねいたします。位置づけは必要ということで。先ほども、どなたかの一般質問の中でも集中改革プランとかいうようなお話が出てたと思います。平岡議員さんの一般質問の中ですね。

この行政改革というのを振り返ってみますと、当初は国の指導的働きがあったということなんですね、それは先ほどの午前中の集中改革プランの答弁の中にも表れてたと思いますが、総務省のホームページを見ますと現在は何らか自主的なものというふうに書いてあります。これ、結局行政改革大綱というのは行政計画として思ったんでいいんでしょうか。よく言葉では総合計画を下支えするとかと言われるんですけども、皆さんが総合計画を進める上での下支えをする、行政が自ら定めた計画であると思っていいんでしょうか。

やはりこの辺の定義が曖昧なばかりに、いろいろと問題、実行できること実行できないことあったんじゃないかと思います。やはりきちんと定義づけ、何のためにするんかとか総合計画を下支えするんだとかそういう文言をきちんと、今までは曖昧なまんまでやってきたと私思っていますので、それ私一人の片寄った意見かもしれませんが。考えかもしれません。

今後、町行政の中での行政改革大綱、いわゆる今でいえば実施計画、それと定員適正化計画、2つの計画が支えてると思うんですけども、これらについてはきちんと定義づけをしていく必要があるんじゃないか、そのときの町行政の位置づけについて今後どうされるのかということも併せてお尋ねをいたします。

3点目です。発想の転換が必要ですよということで、過去を振り返ればということでご所見を、見解をお尋ねいたします。先ほども少し過去のことを振り返りましたが、平生町では昭和60年に第一次行政改革大綱を策定してスタートしました。令和2年まで第六次ということで本年度で

すね、主とするこの目的は、朝方も少し出ましたけれども、厳しさを増す財政状況への対応、新たな行政ニーズへの対応、公共施設の維持管理費増加への対応、職員定員の適正化、これ今日まで35年間ほとんどがこの4本柱です。

つまりこれはどういうことかという、一時期やらなかった時期もあるんですよ、行政改革大綱。減量経営がほとんど、量的なものだけを削減していこうということでやってきていっしょと思うんですよね。その中で、行政改革を進められる中で行政サービスがどう町民生活に影響するかということで、いろいろと質問もしてきました。

今、令和2年の4月の時点で定員適正化計画では、突発的に何か健康問題が生じた、業務量も大きくなったとかというようなことの御説明をいただきました。これらは結局考えてみますと35年間のそういう方針のもとにやってこられた、それを守ってこられた、守ってないところもある。でもその手法ちゅうか、もうずっとそういう形でやってこられたうっ積したものが今たまってそういうものに、業務量の問題とか健康問題とかがあってきたんじゃないでしょうか。

この際、何かというと、今朝方も少し町長のほうで触れられましたけれども、発想の転換が必要ではないかということでお尋ねをいたします。つまり発想の転換、量的な削減のみならず第三者からの評価を含めた行政改革というんですか、そういうものを模索される予定はないかどうか。これまだどうかわかりませんが、一応発想の転換が必要だということを私申しあげて町長のご見解をお尋ねしたいと思います。

次期計画は、それらを踏まえて十分な配慮をすべきだということで質問をいたします。今ほとんど言ったんですけれども、くどいようですけどまた申しあげます。今の行政改革大綱、第六次ですね、職員定員適正化計画、本年度当初職員数の増。職員さんの健康問題、これ平生町では、衛生委員会なるものを設置されてきちんとされてると思います。職員さんの福利厚生は総務課の所管ということで、それと職員組合も構成されてますのでそれらの三者なり四者なりでこの問題いろいろと議論されてきてるんじゃないかと思うんですよね。その中で、過去は職員数の減は退職者不補充という方針を自己決定して、ずっとやってこられております。こういうことは普通予測できたんじゃないかと思うんですよね。

毎年度公表される平生町の人事行政の運営等を見比べると、数年前から時間外勤務時間の増加、それと退職者数の発生、これらはそれだけを見れば、ああこのときやっぱりこの辺からかなというのが推測できるんですけど、つくっていらっしゃる総務課のほうでは把握されていたのかどうなのかわかりませんが、兆候はあったと思うんですよ。それらの議論というのは一体どこになってたのかなと。先ほども申しあげましたけれども、平生町の衛生委員会は副町長さんがトップですのでそういう、まだ1年ですからなかなか把握もできられなかったんかとは思いますが、それらの内容を少し公表していただけないでしょうか、併せて。

全国的にも地方公務員の健康状態の現況の概要というやつ、一般法人地方公務員安全衛生協議会なるものが雑誌を配布されてて、平生町でもこの一般法人が発行している雑誌を購入されてると思います。これでも平成30年度の資料を見ると、平成25年から全国的に地方公務員の長期病休者数は増加傾向にあるというふうに警鐘鳴らしてますよね。結局、これ行政改革の影響ではないかと思うんですよね。それは思う、ですよ。証拠ありません。私当事者じゃないし、推測するのいろんな資料を。

職員減を、今年度行政改革を抜きにして増やされたんですけど、ええこともあったと思うんです。実は過去の資料をいろいろと調べてると。実は、平成25年にも大量の退職者さんがありました。9人だったですかね。そうすると27年、28年と、27年には交付税の錯誤措置ありましたよね、28年には保育料委託料の補正予算措置事務ミスがありました。それをさかのぼること平成21年に、財政調整交付金の過少交付ということで随分と問題にもなりました。これらを防ぐ意味でも、私あのときに当初予算反対しましたけれども、後で調べてみると今回の当初の職員さんの数、事務上のミス、やはりかなり業務量の問題、これは大きな問題なんだなと思っています。

しかしながら、いずれにしても兆候は、今だから言えると言われればそうなのでしょうけれども、兆候は随分前からあったと推測できるんですね。察知しなかったか察知できなかったか、突発的な問題のように職員数の問題には、職員数の増の分ですね、当初予算の増の理由、緊急的な問題にすり替えられているようでちょっと残念に思っています。

これらのことを踏まえれば、次期の策定計画では職員の健康問題とか業務量、文書量、事務の執行体制等に十分配慮した定員適正化計画であることが重要と考えているんですが、町長さんのご見解をお尋ねいたします。

以上、4点について、町長さんのご見解をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。今、最後の職員の話でございますが、やはり、計画があるから減らしてきたというのが実態じゃないかなと私は思っています。事務量とかを全く考えない、新しい仕事も増えたのに、1人減だから1人減というようなことをやってきたツケが回ってきたんだと私は思っています。

これは、例えば、毎年毎年何人減らして何人増やすというのがあるのかどうかわかりませんが、こういう計画というのは毎年変わってくると思います。これはもう私どもの仕事、第一、去年の今頃、こういうことが起きるとするのは誰も思っていないわけですよね。こんなものを想定して、ではできますかと言ったらできません。

したがって、やっぱりこれらは、毎年毎年見直しというか、来年は事務量がこれだけ増える、

国のほうでこういう予算がつく、ということはこういう仕事が増える、というのをちゃんと想定して、その中でじゃあ人数は今のままで足りるのか足りないのか、また、来年はこういう仕事はやめるということであればそれは減らしましょうというようなことを毎年毎年やっていかないと、そういう、仕事が増えて労働が厳しくなって時間外が増えて病気になるという可能性は高いと思います。ですから、推測ができたんじゃないかと言われてはいますが、私は、今までやってきたことをずっとやっていたら、そうなる可能性はあると十分わかります、それは。

それはさておきまして、まず、大綱の策定はどうされますかということをおっしゃって、私も今までこういう時期ですので、大綱に取っかかりも何もしておりません。フラットな状態です。

ただ、第六次平生町行政改革大綱は、平成27年度末に策定し、計画期間を28年度から平成32年度、今年度でございます、までとしており、各課題を取り上げ、実施計画をもって取り組んでいるところでございます。今年度は、計画期間が満了となることから、次期計画の策定についての検討を始めていかなければいけないというふうに思っております。

行政改革は、平成17年度に国から集中改革プランの策定を要請され、全ての自治体で策定し、取り組んできたところですが、現在は、地域の実情に応じ、自主的に行政改革に取り組むこととされているところでございます。

県内の取り組み状況といたしまして、大綱あるいはそれに代わる計画等を策定している市町は16団体となっております。県内では、大綱としているのは平生町を含め9団体、推進計画プランとしているのが6団体、未策定3団体でございます。本町におきましても、大きな改革や取り組みを終えまして、大幅な財政削減等につながる見直しは現状では見込みにくく、また新庁舎移行も控え、環境が大きく変わることから、大綱として策定した場合、その整合性を欠く懸念もあるところでございます。

そのため、次期計画につきましては、大綱のみにこだわらず、庁内における業務効率の効率化等を方向づける指針や推進計画といったあり方についても検討したいというふうに考えております。いずれにいたしましても、現状の課題に即したプランづくりは必要と考え、今年度中に策定していきたいというふうに考えているところでございます。

位置づけはどうか、必要だという御意見をいただきました。さきの次期計画策定の方向性でも、今、御説明申しあげましたが、近年の他自治体の行革大綱策定のあり方や本町の現状から、その計画については内部的な取り組みが大部分を占めることが予想されます。また、第六次の大綱も目標で取り上げますと、民間委託の推進や豊かなふるさと納税の推進、企業誘致の推進など、相手方の意向に委ねざるを得ないものがあり、一概にその計画の達成度合いが評価につながりにくい項目もあるところでございます。そのため、現状で策定する次期計画は、行政計画として位置づけることは難しいと考えており、沿わないものと思っております。

参加と協働のまちづくり条例の具現化ということではありますが、多様な御意見等を参考にさせていただきたいと考えていますが、内部的な取り組みや一部の町民に影響を及ぼすものとならないよう、公平性の観点からも、町の内部組織での検討を進めたいと考えております。そのため、策定内容によっては、必要に応じてパブリックコメント制度を活用して御意見等を伺っていききたいというふうに考えております。

それから、発想の転換をということでございました。おっしゃるとおり、私も発想を転換していかないといけないなというふうに思っております。特に、数字的なものというのは変わってきますんで、幾ら数字をつくっても次の年どうなっているかわからないもんで、それにこだわり続けることが本当にいいのかどうか、それはどんどん見直しのできるような、こういう理由で見直しをするというような形でやっていけばいいんじゃないか。また、大きな方向性を示すことによって、これをじゃあ来年はどういうふうに具体化するんだというようなことを、私どもも言っていかなきゃいけないのかなというふうに思っておりまして、おっしゃるとおり、人口減少や高齢化が進む中で時代ごとに厳しさを増す財政状況に対応するため、多種多様な取り組みを進めてこれたものと思いますし、本大綱は、そうした目的によって策定してきたものと認識をしております。

これらの行政改革の取り組みが、行政サービスとして町民生活にどう影響をもたらすか等は、計画を立てる際には重要な事項と捉えております。しかしながら、財政状況が好転する見込みは立ちにくく、維持に努めるために、取り組みは違いますが、目的としての硬直化傾向にあり、御指摘のように、視点が欠けているのではないかと捉えられるのも致し方ないと感じております。

大綱の内容については、現在昨年度の実施計画の進捗を取りまとめている段階で、まだ具体的なものを挙げている状況ではありません。しかしながら、第六次大綱を継承しながら現在の状況と照らし合わせて修正し、また、近年の取り組むべき課題や本町における課題を盛り込んでいくことを想定をいたしております。

一方で、第五次総合計画の策定も進めているところでありますので、この方向性と整合を図りながら取りまとめていきたいというふうに考えております。

次期計画は十分な配慮をということで、先ほども若干申しあげましたが、現行の行政改革大綱に位置づけられる職員定員適正化計画は、簡素で効率的な行政体制の確立と、それを構成する適正な職員定数の管理を目的とし、その実現のための目標値や取り組みを定めたものであります。これまで、公民館業務の廃止など、行政の簡素化、効率化を進めることで、計画に見合った職員数の抑制を行ってまいりましたが、昨今、保育料の無償化、下水道事業の公営企業会計、イタリアーノひらおなどの新規事業への取り組みも進められている中、計画の減少人数に見合った行政の簡素化、効率化の実施が困難な状況となってきております。また、今回の感染症対策といった

緊急事態への対応についても考慮しなければなりません。

次期の策定計画では、まず業務の合理化により削減できる業務量と新たに増幅が予測される業務量を精査、検討する必要があると考えております。そして、御指摘のありましたとおり、業務量及び業務の執行体制等に配慮した職員定数を検討する必要があると考えております。

したがって、確かに業務量と精査、検討するといっても、先ほど言いましたように、これから5年先はこんな事務がたくさん増えてましてと言えないですから、これは毎年毎年、先ほども言いましたとおり、修正を図っていく必要があるんじゃないかなと、そのときそのときに対応した対応をとっていかないと、これに縛られて実際にやらなきゃいけない仕事ができなかったということがないようにやっていきたいなというふうに思っております。もちろん、そのときは、それぞれこういう業務量、またスクラップにするもの、それらを全部勘案して、じゃあ何人必要なのかというものを想定して、それで来年は退職者が何人いて何人採るべきなのかというのを決めていくのが、実際の町の行政を推進していくためには、そういうことが必要になるんじゃないかなというふうに思っております。

職員の健康状態につきましても、確かにおっしゃるとおり、体を崩されている方たくさんいらっしゃるんです、確かに。業務量が増えたからと一概には言えないこともございます。ただ、私も勤務医制度もありますから、医者が来てちゃんと相談を受けたりもする機会はございますので、そういうところを活用して、自分の体は自分で守っていただくというのが基本でしょうから、何かつらくなったら医者に相談してもらって早めの対応をしていただくのが、早い指導ということになるのかなというふうに思っておりますので、答えになっていないかもしれませんが、行政改革については引き続きやっていくつもりでございますし、大綱という名前ではないかもしれませんが、そういう気持ちはずっと持ち続けていかないといけないと思っておりますので、どういう形でお示しできるかは、ちょっとこれから考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 率直に町長さんにご丁寧にご答弁いただきました。ありがとうございました。

私、過去において、随分と行政計画に対して厳しいことを言っていました。それにかかわる当初予算にも反対をしてきました。と申しますのも、皆さん方で決めた計画がなぜ守れないか。いろいろ私もずっと考えてきて、ようやく10年で何か答えが見えたかなと。町長さんが言われたこと、同意いたします、私も。ぜひ発想の転換でやっていただければ。

一番気になるのが、今年が、先ほども言いましたけれども、第六次平生町行政改革大綱最終年度、コロナの世、新しい、業務量としても非常に厳しいと。1年は見送るというのも私はありか

なというふうに、実は思います。

その中で、第五次総合計画も決めていかれなきゃいけない。その整合性をどう持っていくかは非常に困難な道かもしれませんが、ぜひ目線をどこにやるか、常々行政計画、私いつも言っていたことを改めて言います。行政改革の中で、最少の経費で最大の効果、何遍言っても、最少の「少」が「小さい」だったんです。地方自治法では「少ない」ですね。最少と最小、この違いを私ある程度会得したようで、その違いを皆さん方に、いろんな選択肢の中でこれをやったというのには何か理由があるはずですから、それを言われてお互いに切磋琢磨していくということで。

大方の町長さんのご所見に同意をいたします。くどいようですけれども、コロナ感染症で今までの業務変わっています。業務量の問題、健康問題ということで、当初職員増をされているわけですから、それがないように、一層御尽力をいただきますようお願い申しあげまして、一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 質問の前に、このたびの新型コロナウイルスで、町民の方々にお悔やみと、それに対応された町職員の方々に感謝を申しあげて質問をさせていただきます。

まず、第一に、新型コロナウイルスによる学習の遅れをどのように取り戻すのか。これは、先ほどの質問の教育長のお答えの中にもありましたので、私とすれば、平生小学校、佐賀小学校、平生中学校、それぞれに特徴があれば、それを方法、心構え、スケジュール等で説明していただければと思います。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 新型コロナウイルス感染症に係ります授業時間数不足などへの対応についてということで、これまで答弁させていただいた内容に加えて各学校の特徴があればという御質問でございましたけれども、一般的に言ったら、もう各学校の特徴と申しまして、これまでやってきたことを粛々と、抜けていたところを各授業で取り戻すという考えでございますので、そのように特徴と申しますと、それぞれこれまで築き上げております各学校の特色ということになってまいりますので、そのことについては皆様方も十分ご存じかと思いますので、そのように考えていただけたらというふうに思います。

どちらにいたしましても、今各学校では、それぞれの学校で、それぞれの子供たちの朝の検温から始まりまして、どのように確認をしていくか等々を、全て対応計画のほうで各学校対応しておりますので、そちらのほうで、これからも状況を見て改訂を加えながら対応させていただくと

いうことで答弁させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（１番 中丸 和則君） ２問目の質問に移ります。

透明なビニールの手袋を活用したらいいのではないかと。これから、新型コロナウイルスと共存しなければならないという意見もありますが、共存はできるだけ嫌だと。いわゆる新しい生活様式にプラスビニールの手袋という平生方式を打ち出してはいかがですか。これが日本中に広がれば、共存の可能性はぐっと低くなると思います。もちろん強制ではなく推進、補助という形で、具体的には台風対策で、外国では台風のとき、新型コロナウイルスを恐れ、避難所に人が集まらないといった事案も発生しています。

平生町では、段ボールベッド、間仕切りなど工夫されていますが、それに加え、ビニールの手袋を置き、使いたいと思う人に使ってもらおうとすれば、集まりやすいのではないのでしょうか。価格は１００円で、１００対のビニールが手に入ります。ただ、５月２８日に、NITE製品評価技術基盤機構が、新型コロナウイルスの消毒目的で利用が広がっている次亜塩素酸水については現時点では有効性は確認されていないと公表しました。それについてはどうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。透明なビニール手袋を備え、活用したらいいのではないかと御質問にお答えいたします。

台風など災害時における避難所での新型コロナウイルス感染症対策は大きな課題と考えており、御意見いただいたように、ビニール手袋やポリエチレン製の使い捨て手袋使用は、感染症防止の観点から有効なアイテムであるとは思われます。

しかしながら、ビニール手袋などの使い捨て手袋は、例えば医療従事者が手術時に患者の血液に直接触れないため使用し、手術が終わればすぐに廃棄するような使用方法が一般的であり、長時間着用すれば破損する恐れもあり、常時着用するものではないと認識しております。

また、手袋を外しても、手洗いはやはり必要であることから、小まめな手洗いが何より有効な感染症防止ではないかと考えております。

ただし、大規模な災害時など、断水によって手を洗うことができないような状況も考えられることから、使い捨て手袋による感染防止策が必要になる場合も考えられ、エタノールなどの消毒液などとともに事前にある程度の備蓄をしておき、避難所に設置しておくことも検討したいと思います。

なお、新型コロナウイルスの消毒については、次亜塩素酸水ではなく次亜塩素酸ナトリウムを使用しますが、本町においても相当数備蓄していますので、エタノールなどの消毒液がない場合でも、いざというときには消毒ができるよう、対策を講じています。

また、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波への対応として、地域交流センターなどに使い捨て手袋を活用してもらうとの御意見についてですが、現在各地域交流センターでは、センター職員による日常的な消毒作業時に使い捨て手袋を使用しております。また、図書館では、窓口職員が手袋をして本に触れるなどの対策をして、感染症防止の対策を講じているところです。

最後に、新型コロナウイルスの第2波、第3波がいつやってくるかはわかりません。御意見いただきましたように、事前の準備が大切でありますので、町においても、マスクや消毒用エタノールなどの備蓄を行っていますが、使い捨て手袋についても、事前に備蓄を行うなどの検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） ありがとうございます。新型コロナウイルス第2波、第3波についてもお答えいただき、ありがとうございます。

これが、平生方式として広まれば、例えば都会の満員電車のつり革を持つというのが非常に問題になっていますが、そういうところにも使えば、そちらのほうも解決する可能性があります。そして、平生方式ということで広まれば、今までは観光や企業誘致ということで関係人口を増やすのが考えられるがなかなか難しいというような意見が午前中にありましたが、新型コロナウイルスのときに、新しい生活方式プラスビニール手袋ということを実行した平生町というアピールの方法もあると思います。

コロナウイルス後に、田舎のどこに行こうかというときに、新しい生活方式プラス透明のビニール手袋をした平生町に行ってみようかというようなこともあると思いますので、使い方というものをいろいろ、一つは、使うときに手袋を外すときに手袋をしたまま水洗いをし、それから外すと、手は汚さずに手袋を再利用できると。それも一つですが、いろいろ、例えばいつも手袋をしているのは大変だから、どうしても触らなければいけないドアノブがあるときは片手にだけやるとか、いろいろこう工夫して平生方式というやり方が一つのPRになると思います。

100年前にスペイン風邪が流行ったときに、日本人は初めてマスクを使用したそうですが、それから100年たって、ビニールの手袋が100円で100対あるということを使いこなしていかないように思うんです。それを、平生町が最初に使いこなし、それをアピールすれば、地域活性化にもつながると思いますので、より積極的に活用していただければ、研究もしていただければと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

確かに有効なときもあります。まず、東京の人がビニールの手袋をして電車には乗りません。

もうできています、触らなくて済む機械が、こういうの。あと、ドアを開けるのもあります。やはりそういうものが使われると思いますが、東京の人は、たぶん通勤でビニール手袋しないと思います。

それと、ビニール手袋をやれば、それで手を洗えば手を洗わんでいいと言うんですけども、それは、この辺とかこの辺まで洗っていないから剥がすときにまたつくかもしれない。そのときまた手を洗わんといかんということで二重手間ということになるかと思います。

いずれにいたしましても、例えば、レジをされる方は、不特定多数の方と向かい合って、カードとか現金とかを渡し合うわけですから、当然やっておくべきだと。だから、そういうところを見たら、この人はやって当たり前だなと思いますし、やっぱり、そういう仕事というか、そういうところで必要なところはたくさんあります。だから、そういうところは使っていただいて、普通私どもが一般的にやっていること、触るといってもたかが自分の家のどこかとか、どこかでちょっと触ったなといったら帰ってすぐ手を洗えばいいことでございますので、1日中手袋をして歩くまで必要はないと思いますし、それがしておきたいという方がいらっしゃったら、私は特にそれをするなどは申しませんし、各自、自分の判断でやっていただければいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第36号「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号「物品の買入れについて」の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月10日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって日程の変更をすることに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第13、委員会付託を追加いたします。

日程第13. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第13。

お諮りいたします。議案第36号「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」から議案第39号「物品の買入れについて」は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元配布の付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第39号までは、常任委員会に付託することに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月22日、午前9時から行います。

午後4時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 細 田 留美子

令和2年 第5回（定例）平 生 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和2年6月22日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和2年6月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第37号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第38号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第39号 物品の買入れについて
- 日程第6 同意第2号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第3号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第4号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第5号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第6号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第7号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議員派遣について
- 日程第13 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第36号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第37号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第38号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第39号 物品の買入れについて
- 日程第6 同意第2号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第3号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第4号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第5号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第6号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第7号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議員派遣について

日程第13 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1 番 中丸 和則君	2 番 中村 武央君
3 番 中本 敦子さん	5 番 松本 武士君
6 番 赤松 義生君	7 番 河藤 泰明君
8 番 岩本ひろ子さん	9 番 細田留美子さん
10 番 河内山宏充君	11 番 平岡 正一君
12 番 村中 仁司君	13 番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君	書記 河村 勇汰君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君
地域振興課長	友田 隆君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	池田 真治君	健康保険課長	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長		吉岡 文博君	
建設課長	高岡 浩行君	学校教育課長	河島 建君
社会教育課長	三村 直子さん	総務課主幹	横田 佳幸君

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。これより委員会室で全員協議会を行いますので、議員の皆さまは御移動をお願いいたします。再開は全員協議会終了後といたします。

午前9時01分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

.....

日程第2. 議案第36号

日程第3. 議案第37号

日程第4. 議案第38号

日程第5. 議案第39号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第36号「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第5、議案第39号「物品の買入れについて」までを一括議題といたします。

6月9日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） それでは、総務厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

総務厚生常任委員会は6月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、条例、事件についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

条例について質疑はありませんでした。事件については、議会の議決に付すべき事項について、対象となる議決、リース利用の検討の有無、今後の対応策について質疑がなされ、議決が必要となるものは700万以上の備品であり、消防車の購入が対象であること、リースの検討については起債で対応していること、そして、今後の対応策については、ガイドラインを作って対応する旨回答がありました。

反対討論はありませんでしたが、過去の経緯について精査して説明し、情報公開、情報の共有に努め、今後の対応について報告いただきたいとの賛成討論がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第３６号「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第３６号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第３７号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

次に議案第３８号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第３８号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号「物品の買入れについて」の件を採決いたします。

議案第３９号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 同意第2号

日程第7. 同意第3号

日程第8. 同意第4号

日程第9. 同意第5号

日程第10. 同意第6号

日程第11. 同意第7号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、同意第2号から日程第11、同意第7号の「平生町農業委員会委員の任命について」を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員のみなさん、おはようございます。

去る6月9日に御提案申しあげました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもってお礼申しあげます。

そしてたゞいまは、条例3件、事件1件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本日御提案申しあげますのは人事案件6件でございます。

それでは、同意第2号「平生町農業委員会委員の任命について」から同意第7号「平生町農業委員会委員の任命について」までを一括して御説明申しあげます。

現在の農業委員会委員の任期が令和2年7月29日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律、並びに平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に基づき、農業委員会の委員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

農業委員会等に関する法律では、農業委員会委員の任命に際し、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないことや、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこと、及び委員の年齢・性別等に偏りが生じないよう配慮しなければならないことが明記されておまして、次に申しあげます6名の方々につきましては、これらの要件を具備するものとして御同意をお願いするものであります。

なお、提案しております方々の履歴につきましては、議案裏面に添付しておりますので、御参照いただきますようお願い申しあげます。

まず、同意第2号におきましては、大野北にお住まいの金福和広氏でございます。

金福氏は、平成21年に有限会社金福建設を退職されてからは、専業農家として、また18年からは認定農業者として農業に従事されています。平成29年8月からは平生町農地利用最適化推進委員として務めておられ、31年4月からはJA山口県総代の任につかれています。

続きまして、同意第3号におきましては、宇佐木にお住まいの冨田康史氏でございます。

冨田氏は、昭和44年4月から平生町農業協同組合に勤務され、平成23年3月に退職されてからは専業農家として、平成28年からは認定農業者として、農業に従事されています。23年7月からは平生町農業委員会委員として務めておられます。

続きまして、同意第4号におきましては、小郡にお住まいの吉崎秀和氏でございます。

吉崎氏は、昭和55年4月から平生町農業協同組合に勤務され、平成元年3月に退職されてからは、専業農家として、平成9年からは認定農業者として農業に従事されています。11年7月からは平生町農業委員会委員、17年11月からは指導農業士、23年7月からは平生町農業委員会会長職務代理を務めておられます。

続きまして、同意第5号におきましては、平生町にお住まいの内山壯二氏でございます。

内山氏は、昭和40年8月から平生町役場に勤務され、平成13年3月に退職されてからは、専業農家として、また18年からは認定農業者として農業に従事されています。14年7月から平生町農業委員会委員を務めておられ、23年7月からは会長職につかれています。

続きまして、同意第6号におきましては、平生町にお住まいの瀬尾純夫氏でございます。

瀬尾氏は、昭和57年4月から山口県庁に勤務され、平成27年3月に退職されてからは、平生町民生委員児童委員に任命されるなど、町行政に御協力いただいております。平成29年7月からは農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として農業委員会委員として務めておられます。

続きまして、同意第7号におきましては、大野南にお住まいの窪田伸子氏でございます。

窪田氏は、平成20年3月に平生町にUターンされてから、専業農家として、令和元年11月からは農家生活改善士として農業に従事されています。

以上6名の方々におきましては、どなたも、適任者であると判断をいたし、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

同意第2号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第2号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第3号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第3号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第4号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第4号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第5号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第5号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第6号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第6号は、原案に対し同意することに決しました。

〔退席者（棄権）あり〕

○議長（中川 裕之君） 同意第7号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第7号は、原案に対し同意することに決しました。

〔退席者入室〕

日程第12. 議員派遣について

○議長（中川 裕之君） 続きまして、日程第12、議員派遣を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配布の文書のとおり派遣することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣については、配布文書のとおりとすることに決しました。

日程第13. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第13、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、令和2年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一